

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別指針と情報ノート

スーダン：後発的活動を含む政府への 反対活動

1.0 版

2017 年 8 月

序文

本書は、英国内務省の意思決定者に、特定の種類の保護及び人権の申請の処理に当たる上での出身国情（COI）及び政策指針を提供するものである。これには、申請が、庇護、人道的保護又は裁量的許可の付与を正当化する可能性が高いものであるか否か、また、申請が却下された場合、2002 年国籍、移住及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act）第 94 条に基づき「明らかに根拠がない」と証明できる可能性が高いものであるか否かに関する指針も含まれる。

意思決定者は、本書で取り上げる政策指針、利用可能な COI、適用可能な判例法及び関連する政策に関する内務省のケースワーク指針を含む、個々の事案に固有の事実及び関連するあらゆる証拠を考慮して、申請を個々の事情に応じて検討しなければならない。

国別情報

本書に掲載されている COI は、『出身国情報（COI）の処理に関する EU 共通指針（[Common EU \[European Union\] Guidelines for Processing Country of Origin Information \(COI\)](#)）』、及び『欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告の方法（[European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology](#)）』に定められた基本方針に従い、妥当性、信憑性、精度、客観性、通用性、透明性、追跡可能性を考慮して調査されたものである。

また、情報はすべて、一般的に信頼できる、公開されている情報源から慎重に選ばれたものであるか、一般に入手可能とすることができる情報である。引用した上昇減の詳細は脚注に記載した。情報の正確さ、バランス、裏付けを確保し、総合的かつ最新の情勢を示すことができるように、通常、様々な情報源を利用している。また、可能な場合には情報を比較対照し、幅広い見解や意見を示すように努めている。情報源の掲載は、当該情報源や表現されている見解の支持を意味するものではない。

フィードバック

当省の最終目標は、提供する資料を継続的に改善することである。したがって、本書へのコメントを希望される場合には、国別政策・情報チーム（[the Country Policy and Information Team](#)）まで電子メールにてご連絡いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI）は、内務省の COI 資料の内容について国境・移民独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に勧告を行う目的で、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

Independent Chief Inspector of Borders and Immigration（国境・移民独立主任検査官）

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール：chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI の業務に関する情報及び IAGCI が審査した COI 文書のリストは、独立主任検査官のウェブサイト [http : //icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/](http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/) で閲覧することができる。

目次

政策指針	6
1. はじめに	6
1.1 申請の根拠	6
1.2 留意点	6
2. 論点の検討	6
2.1 信憑性	6
2.2 適用除外	6
2.3 リスクの評価	7
2.4 保護	12
2.5 国内移動	12
2.6 証明	12
3. 政策の概要	12
国別情報	14
4. 政治体制	14
4.1 概要	14
4.2 選挙	15
4.3 国民対話	15
4.4 「スーダンコール」	17
4.5 政府と反政府組織の間の停戦	17
4.6 米国の制裁	18
5. 野党	18
5.1 登録集団と未登録集団	18
5.2 野党	19
6. 反政府武装集団	20
6.1 紛争地域	20
6.2 ダルフールの集団	20
6.3 南コルドファン州と青ナイル州の集団（「2 地区」）	21
6.4 武装集団による人権侵害	22
7. 反政府集団の扱い	23
7.1 概要－表現、結社及び集会の自由	23
7.2 強制失踪	25
7.3 拷問	26
7.4 恣意的逮捕と拘禁	26
7.5 政党の扱い	27
7.6 反政府武装集団の扱い	29

7.7	学生の扱い	30
7.8	ダルフルの学生の扱い	32
7.9	市民社会に対する扱い	36
7.10	ジャーナリストとメディア従事者の扱い	39
8.	英国における「後発的」活動	42
9.	スーダン人のディアスポラ団体	43
9.1	スーダン人ディアスポラ団体	43
9.2	正義と平等運動	44
10.	監視	44
10.1	スーダン国内での監視	44
10.2	外国での監視	45
11.	帰還時の扱い	49

政策指針

2017 年 7 月 29 日改訂

1. はじめに

1.1 申請の根拠

- 1.1.1 政府に反対している又は反対していると思われることを理由とする国による迫害又は深刻な危害の恐怖

1.2 留意点

- 1.2.1 政府に反対していると思われる可能性のある者には、政党や反政府武装集団、ジャーナリスト・メディア従事者、市民活動家、人権弁護士、学生などが含まれる。
- 1.2.2 こうした人々はスーダン国内、国外、その両方で活動に参加している可能性がある。

2. 論点の検討

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性評価に関する指針は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令 ([Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#))』を参照。
- 2.1.2 意思決定者は、庇護申請の前に英国ビザ又はその他の許可の申請があったかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の面接の前に実施するべきである。『ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護指令 ([Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants](#))』を参照。
- 2.1.3 また、意思決定者は、言語分析テスト実施の必要性も検討しなければならない。『言語分析に関する庇護指令 ([Asylum Instruction on Language Analysis](#))』を参照。

2.2 適用除外

- 2.2.1 ダルフール及び「2 地区 (Two Area)」(青ナイル州と南コルドファン州) で活動する反政府武装集団が、重大な人権侵害を犯したと報告されている。(『[反政府武装集団 \(Armed opposition groups\)](#)』、特に『[武装集団による人権侵害 \(Human rights violations committed by armed groups\)](#)』を参照。
- 2.2.2 当該者がこうした行為や集団に参加又は関与していると考ええる重大な根拠がある場合、意思決定者は、必要に応じて上級ケースワーカーに助言を求め、いずれかの適用除外条項が該当するか否かを検討しなければならない。
- 2.2.3 適用除外条項、裁量的許可及び制限的許可に関する詳細な指針は、『適用除外：難民条約第 1F 条 ([Exclusion : Article 1F of the Refugee Convention](#))』、『裁量

的許可 ([Discretionary Leave](#))』及び『制限的許可 ([Restricted Leave](#))』に関する指令を参照。

2.3 リスクの評価

a. スーダン国内での活動

- 2.3.1 政府は表現と集会の自由を制限し、政治空間を厳しく統制している。それにより政府に反対する集団－政党、市民社会、学生、弁護士、ジャーナリストを含む－が公然と有効に活動し、政府を批判し、又は政府とは異なる意見を持つ能力が制限されている。政府は、継続している紛争と意見の相違を解決するため、2015年末に反政府集団と「国民対話」を開始した。この対話は2016年10月に終了した。対話は反政府集団が政府と諸問題を話し合う機会にはなったものの、政治環境における制限の大幅緩和には至らなかった ([『政治体制 \(Political system\)』](#) 及び [『反政府集団の扱い \(Treatment of opposition groups\)』](#) を参照)。
- 2.3.2 政府に反対する者は、報復や様々な虐待の対象になると報告されている。これには国家情報治安局 (National Intelligence and Security Service, NISS)) を中心とする国の当局による嫌がらせ、強制失踪、恣意的逮捕、拘禁 (期間は数日から数か月、数年と幅がある)、虐待が含まれる。予測される脅威に対する政府の反応は様々であり、その時点の支配的な政治情勢、当該者のプロフィールと活動にも左右される可能性がある。国政選挙準備期間のような緊張が高まっている時期には、反対派活動家に対する嫌がらせ、逮捕、拘禁が増加する可能性が高い ([『政治体制 \(Political system\)』](#) 及び [『反政府集団の扱い \(Treatment of opposition groups\)』](#) を参照)。
- 2.3.3 2008年2月18日と19日に審理が行われた [AY \[Political parties – SCP – risk Sudan CG \[2008\] UKAIT 00050\]](#) の事件の国別指針判決において、上位裁判所 (UT) は、スーダンでは野党は比較的狭い範囲での活動を許可されていることを認めた。また、次のことも認めている。

「スーダン当局は、すべての政敵に対して迫害になり得る措置を講じようと努め、あるいは企てているわけではなく、主に、恐怖と脅迫により支配しようとしている。当局は、各人に固有の状況に応じてより強力な措置に訴えることがある。特に草の根民主主義の構築に積極的に取り組み、人権支援活動に従事し、現政権の中核を成す思想と哲学に対するあからさまな批判に関与している者がこうした措置の対象になる。」

「一般に、[スーダン共産党]SCP やその他の政党の一般党员や支持者が庇護を求める主張を立証するのは困難であろう。こうした党员や支持者は、現地での積極的かつ有効な民主主義活動や特定の人権擁護活動の支援など、敵対する当局の注意を引き付ける可能性の高い特定の活動に従事してきたことを証明する必要がある。個々の政治活動家がリスクにさらされているか否かは、必ず、決定日の状況に照らした当該者の個別の状況に左右される。これには、実施される活動の性質の評価と、その活動を当局がどのように捉えるかということが含まれる。」

「野党という法的地位自体は、個人が迫害のリスクにさらされる可能性が高いか否かと大した関連性はない。政治活動は文化的団体を装って行われることがある。」 (頭注)

2.3.4 その後、2013 年 12 月 3 日に非公開審議が行われた [A.A. v. Switzerland - 58802/12 - Chamber Judgment \[2014\] ECHR 3 \(07 January 2014\)](#) の事件での欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights, ECtHR) の判決は、現政権に反対する者又は反対が疑われる者は、スーダン帰還時に人権と基本的自由の保護のための条約 (European Convention of Human Rights) 第 3 条違反に直面する可能性が高いと認めた。ECtHR は、スーダンから出国してスイスで政治活動に従事した後スーダン人民解放運動－統一 (Sudan People's Liberation Movement) [SPLM] – Unity) に加わったスーダン国民の事件を検討し、異議申立人 AA は、後発的政治活動の結果、スーダン政府から反政府運動への関与を疑われる可能性があることを認め (第 43 段落)。さらに、同裁判所は次のように判示した。

「しかしながら、スーダン政府の政敵の状況に関して、当裁判所は状況は非常に不安定であると判断する。国別報告及び関連する判例法から、SPLM 北部のメンバーと疑われる者、他の野党の党员、市民社会の指導者、ジャーナリストに対してスーダン当局による嫌がらせ、逮捕、殴打、拷問、起訴が頻繁に行われているのは明らかである。さまざまな州で起きている戦争を理由に、スーダン人民解放運動北部は政府から活動を禁圧され、その結果この組織との実際のつながりやつながりがあると思われることを理由に、多くの人々が拘束されてきた。さらに、スーダンでは、拘禁、虐待、拷問のリスクにさらされるのは政治組織の指導者や他の著名人だけでなく、現政権の反対者や反対の疑いがあるにすぎない者....も、欧州人権条約第 3 条に反した扱いを受けるリスクにさらされている。」(第 40 段落及び第 42 段落)

2.3.5 AA 事件において ECtHR は、既存の欧州判例法と 2013 年 6 月までの国別情報を検討した。上位裁判所も、2015 年 7 月 28 日と 29 日及び 2015 年 11 月 4 日に審理が行われ、2016 年 4 月 14 日に公表された [IM and AI \(Risks - membership of Beja Tribe, Beja Congress and JEM\) Sudan CG \[2016\] UKUT 188 \(IAC\)](#) 事件の英国国別指針判決の中で、スーダン内外で活動にかかわった者が直面するリスクを検討した。上級裁判所は 2015 年中頃までの情報と鑑定人の意見を参考にすることができた。

2.3.6 [IM and AI](#) 事件で UT は、[AY](#) 事件での UT の分析を反映した分析をし、ある者が迫害又は深刻な危害のリスクにさらされているか否かはその者が政権に潜在的脅威をもたらすと判断されるか否かに左右されると判示した (頭注、第 1 段落及び第 3 段落を参照)。

2.3.7 また、UT は、脅し目的で逮捕され、短期間拘禁されたが、迫害にはいたらなかった者と、政権から脅威と判断されてより厳しい処遇を受け、その結果迫害又は深刻な危害を受ける可能性のある者とを区別する必要があることも認めた。結局のところ、リスクにさらされている者を特定するには、その者固有のプロフィールと活動の総合的な評価をする必要がある (頭注、第 3 段落及び第 4 段落参照)。

2.3.8 [IM and AI](#) 事件で UT は、その決定を熟読する必要があることを指摘し、次のように判示した。

「申請者がスーダン帰国時にリスクにさらされるには、ハルツームに戻れば当局の標的になるほどに政権に対する潜在的脅威と認識される可能性が高い活動に従事していることを示唆する証拠をスーダン政府が掴んでいなければならない。意

意思決定者の任務は、こうした人物を特定することであり、そのためには、当該者について可能な限り総合的な評価が必要である。」

「この証拠が、逮捕され、短期間拘禁され、尋問され、おそらくは脅迫され、乱暴に扱われた可能性があるが深刻な危害は受けなかった（又は受けるリスクにさらされていない）者とはるかに重大な深刻な危害のリスクに直面している者と明確に区別する。この区別は、その者が例えば教師やジャーナリストに分類されるかどうかには左右されず（こうしたことは関わってはいるが）、その者について苦心して収集されたあらゆる情報を網羅したきめ細かなバランスの取れた事実調査の結果である...政治活動がそれほど重大ではない者や多大な影響力を持たない者とは区別しなければならない。NISS が標的として取り上げるのに大した時間はかからないが、潜在的標的になっている者が非常に多いため、NISS は、NISS が現実の脅威と考える者とそうではない者とを区別しなければならない。」

「当局の関心が、威迫的ではある（かつ威迫的になるように意図されている）ものの迫害には至らない逮捕と拘禁というごく一般的な現象に限定されるようなリスクを立証するだけでは十分ではない。」

「標的にすることの目的は、申請者自身の活動や友人・同僚の活動に関する情報を得ることである可能性が高い。」

「証拠は、標的は無作為に行われているのではなく、限定的かもしれないが、当局が有する情報に基づき疑惑があるために標的にされているのだということを証明している。」

「申請理由が 1 度の出来事である場合には注意が必要である。統計的にみると、1 度の出来事ならばスーダン当局がそのことに気づいたり、申請者を重大な容疑者として扱ったりする可能性は低下するはずである。」

「申請者が当局の目に留まったスーダンでの複数の出来事が申請理由である場合、申請者の関与の性質、申請者の関与が政府への反対と認識される可能性、拘禁中の扱い、拘禁及び関係する周辺状況の期間、当該事件や拘禁が記録される可能性のすべてが重要な要素になる可能性が高い...。意思決定者は比較的低い立証基準でも証明されていない可能性のあるものを含めたすべての関係資料を考慮して、可能な限り申請者の総合的な人物像を把握するように努めなければならない。」

「証拠の複合評価が行われると、意思決定者は、決まりきったごく普通の拘禁に留まらず、深刻な危害の現実的リスクという一線に達するように当局の目に留まる現実的リスクがあるか否かを判断することになる。」（第 229 段落から第 236 段落）

2.3.9 ある者がこうした扱いのリスクにさらされているか否かは、次の事項によって決まる。

- その者の活動の性質と概要、その者が代表する団体
- その者の個人的状況（民族性を含む）
- 過去に当局の目に留まったことがあるか否か
- 留まったことがある場合には、当局の関心がどのようなものであったか

2.3.10 自己のプロフィールと活動が帰国時に迫害のリスクに直面する可能性が高い旨を意味することの立証責任は本人にある。

- 2.3.11 政権への脅威とみなされる者を含む帰還者の扱いに関する詳細は、『スーダン：帰還者の扱い（[Sudan : Treatment of returnees](#)）』に関する国別政策・情報、特にサブセクション『容疑者－帰還時の困難の主張（Persons of interest – allegations of difficulties on return）』を参照。ダルフルの非アラブ集団の扱いについての詳細は、『スーダン：ダルフルの非アラブ系住民（[Sudan : Non Arab Darfuris](#)）』に関する国別政策も参照。
- 2.3.12 より一般的なリスク評価の指針については、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令（[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#)）』を参照。

b. 後発的活動

- 2.3.13 スーダン当局は、スーダン内外いずれにおいても反対派に対して不寛容であり、現政権は、英国その他の国々でディアスポラのメンバーを監視している（[監視](#)を参照）。
- 2.3.14 [IM and AI](#) 事件において、UT は判決の第 209 段落から 215 段落で「後発的」活動に関し特定事実の認定をしている。また、スーダンの在外公館を含む在外公館に、デモ参加者の写真やビデオ撮影、あるいはディアスポラコミュニティ内の情報の利用などにより国民を監視する意思と手段がある場合であっても、デモへの参加を理由に参加者がリスクにさらされることは意味しないと結論付けた。必要なのは、その者のプロフィールの個別的評価であった。
- 2.3.15 UT はさらに次のように判示した。「...スーダン当局がスーダン国外で国民の監視を行っているのは明らかである。」
「...2006 年に大使館職員がカメラでデモ参加者を撮影していたという報告が 1 件あったということだけではほとんど説得力はないが、国内在住者からと同様に在外者からも脅威を感じている政権なら、国外居住者コミュニティの国民がどの程度の反対を表明しているか、及び可能な場合には集団とその中の個人の身元について、合理的に入手可能な情報を収集しようとするのは合理的な推論である。」（第 211 段落）
- 2.3.16 UT は次のように述べた。「写真に写った人物がその者の身元を確認しようとする者の知り合いでもない限り、身元の確認は非常に困難であり」、「顔認識技術がないため、世界中のデモで撮影された写真のバンクからハルツーム帰還時にその者の身元を特定できるという証拠はない。」（段落 213）
- 2.3.17 しかし、UT は「一部の帰還者が治安情報機関のために実施された英国での秘密活動で撮影された写真をつきつけられたことを示す直接的な証拠があること」、及び「大使館その他の職員が個人の身元を特定できるというのは非現実的な主張ではない」（第 214 段落）ことも認めている。
- 2.3.18 UT は次のように続けている。
「（他の機密情報収集機関と同様）目立った費用と努力の掛け方からして、最も明白なリスクをもたらす者にリソースが向けられている可能性が高い。何十人もの集団の中では、監視は、一般の参加者の身元の特定に向けられるのではなく、指導者、主催者、こうしたイベントに頻繁に、あるいは定期的に参加している者、

大使館近辺や重要な記念日などに実施される、特にスーダン政府当局者の注意を引く可能性の高いイベントの参加者に集中する可能性が高い。」(第 214 段落)

2.3.19 さらに、次のように判示した。

「...英国滞在中の個人の活動についてどのような情報がスーダンの当局のもとに届いているのかの立証に関しては、明らかに困難が生じている。ごくまれなケースを除き、特定の日の特定のイベントで告発者から身元を特定されたこと、又は大使館員が参加者の身元を特定できる状況で抗議活動の写真を撮影したことを立証できる望みはほぼない。現実的リスクがあると認められるまでリスクが上昇し得るかどうかは疑わしい。しかしながら、そういう理由だけで証拠を放棄すべきではない。証拠は当該者の全体像を作り上げる証拠のジグソーパズルのピースになる。このプロセス全体の最後に、意思決定者は現実的リスクの問題について一つの結論に達する。」(第 215 段落)

2.3.20 [IM and AI](#) で UT はリスク要因を特定しておらず、すべての事実をあらゆる角度から見る必要性を強調しているが、意思決定者は、次の要因の**タイプ**が、後発的活動に基づきリスクに直面する可能性があるか否かの評価の決め手になり得ると考えるかもしれない。こうした要因のタイプには、当該者が次のものがある。

- 当該者がそれまでスーダン及び外国の当局から関心を持たれてきた（旅行者警戒リストに掲載されていることを含む）。
- 当該者が Twitter、Facebook、Youtube などのオンラインメディアやスーダン人コミュニティのフォーラムを通じて反体制意見を推進してきた。
- 当該者が公開ミーティングや公開イベントへの参加、反政府集団への加入又は支持などスーダン内外で反政府集団と接触している、もしくは接触した、又は反政府集団とつながる個人や電子メールアドレスまで辿ることができるオンラインのプロフィールを持っている。
- 関連のある反政府集団の性格及び当該集団がその時点でスーダンでスーダン政府から標的にされている度合い。
- 当該者の家族関係や既知の政敵との個人的なつながり。

2.3.21 [IM and AI](#) の第 235 段落で、UT は次のように認めている。

「申請理由がスーダン国外の出来事である場合、申請者がスーダンの諜報機関の目に留まったという証拠はさらに立証が困難である。しかし、スーダン当局が、隠密の監視を含むディアスポラのメンバーの活動に関する情報収集を信頼しているのは明らかである。申請者の活動の性質と程度、時期及び場所は、意思決定者が、かなり大きくなる可能性のある集団の中で、当局が標的にするのに値する者とししない者を区別しなければならない可能性に留意して、その活動が当局の注意を引く可能性が高いか否かを判断する際の判断材料になる。

2.3.22 利用可能な証拠から、反体制者のスーダン内外での状況は、今後も [IM and AI](#) において国別指針判決が認めた状況であることを示している。政府に反対し、政府にとって脅威と判断されている者は、深刻な危害や迫害のリスクにさらされている可能性がある。

2.3.23 人がこうした脅威にさらされているか否かは、2.3.9 から 2.3.12 で概説したのと同じ要因に基づいて事案ごとに評価される。

2.4 保護

- 2.4.1 当該者の恐怖が国家による迫害や深刻な危害であるため、当局から保護を受けることはできない。
- 2.4.2 保護に関する指針は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令 ([Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#))』を参照。

2.5 国内移動

- 2.5.1 当該者の恐怖が国家による迫害や深刻な危害であるため、当局から保護を受けることはできない。
- 2.5.2 国内移動に関する詳しい指針は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令 (Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status)』を参照。

2.6 証明

- 2.6.1 申請が却下された場合、2002 年国籍、移住及び護護法第 94 条に基づき「明らかに根拠がない」と証明できる可能性は低い。
- 2.6.2 認定に関する詳細な指針は、『2002 年国籍・移民・亡命法第 94 条に基づく保護及び人権の申請の明らかに根拠がない申請』の証明 ([Certification of Protection and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 \(clearly unfounded claims\)](#))』を参照。

3. 政策の概要

- 3.1.1 政党、市民社会、学生団体、メディアはスーダンで活動を継続している。しかし、政府は、こうした集団の機能を困難にし、人々が公然と国家に対する反対や批判を表明できる空間を厳重に管理している。
- 3.1.2 スーダンの情報機関は、英国その他の国々で政治活動をしているディアスポラのメンバーを監視し、現政権にとって最も脅威と思われる人々に注意を集中させる可能性が高い。
- 3.1.3 政治的敵対勢力のメンバー、学生運動家、市民社会、ジャーナリストなど、政府に反対する人々は、迫害や深刻な危害に至る嫌がらせ、恣意的逮捕及び拘禁、強制失踪並びに虐待を受ける可能性がある。
- 3.1.4 しかし、教員やジャーナリストなど政府に反対していることがわかっている特定の集団に属しているという理由、あるいは「高」次又は「低」次の政治活動家であるという理由だけでは、当該者はリスクにさらされていない可能性がある。また、スーダン当局のなんらかの関心の的となっている場合も、釈放される前に逮捕、短期間の拘禁、尋問、脅しを受けることになる可能性があったとしても、必ずしも迫害や深刻な危害のリスクにさらされるわけではない。

- 3.1.5 直面するリスクは、その者のプロフィールや活動、その者が当局にとって脅威と認識され、決まりきったごく普通の拘禁と尋問に留まらず、深刻な危害の現実的リスクという一線に達するように当局の目に留まるか否かによって異なる。
- 3.1.6 反政府武装集団のメンバーは政府による迫害のリスクにさらされる可能性が高い。しかし、武装集団は活動地域で重大な人権侵害に関与してきた。意思決定者は、除外条項が適用されるかどうかを検討する必要がある。
- 3.1.7 利用できる保護はなく、国内移動は合理的ではない。
- 3.1.8 申請は明らかに根拠がないと証明できる可能性は低い。

国別情報

改訂：2017年7月28日

4. 政治体制

4.1 概要

- 4.1.1 2016年4月のオーストラリア政府外務通産省（DFAT）の「基盤知識と国連、市民社会団体、国際社会の代表を含むスーダン及びアフリカのその他の地域の幅広い情報源との討議に基づく」スーダンに関する報告には次のように記されている。

「政府は、イスラム政党であり、汎アラブ系ムスリム同胞団の一派閥である国民会議党（NCP）が支配している。NCPは、Sadiq al（サーディク・アル）政権に対するクーデターの成功後、1989年に権力を掌握した。[Omar Hassan]Bashir（[オマール・ハサン]バシール）は1993年に大統領に就任し、2015年に南スーダンの離脱以来最初の選挙で再選された。」

- 4.1.2 2017年3月に発行された2016年のスーダンに関する米国国務省（USSD）人権報告には次のように記されている。

「スーダンは、権威主義のオマール・ハサン・アル＝バシール大統領と大統領の側近の手に権力を集中させた共和国である。国民議会党（NCP）は政府を支配し続け、27年間にわたりほぼ絶対的な政治的権威を続けてきた。この国が最後に国政選挙（大統領と国民議会）を実施したのは2015年4月である。敵対行為の停止、包括的「国民対話」の開催、必要な改革と和平プロセスに関する政府と野党の話し合いにつながる環境の醸成を含めた野党から提示された選挙の前提条件を政府が満たすことができず、主要野党は選挙をボイコットした。選挙前の期間に、治安部隊は選挙をボイコットする政党の多くの支持者、党員、指導者を逮捕し、多数の新聞を押収した。オブザーバーは、この状況が自由かつ公正な選挙に資するものではない抑圧的な環境を作り出したと述べた。政府に統制された国家選挙管理委員会（NEC）によると、選挙に参加したのは有権者の46%にとどまったということであるが、投票率はこれをはるかに低回ると考える者もいた。NECはバシール大統領が得票率94%で勝利したと宣言した。」

- 4.1.3 同じ人権報告で、次のように述べている。「NCPが政治的見通しを支配し、地方の知事を完全に掌握し、国民議会の3分の2を占めていた。それ以外の党が残りの議席を占め、原民主統一党（Original Democratic Unionist）は25議席、無所属が19議席、登録分離民主統一党（Registered Faction Democratic Unionist Party）が15議席を確保した。」

- 4.1.4 ジェーンズ（Janes）は政治状況の概要で次のように述べている。

「影響力を持つイスラム教徒指導者 Hasan al-Turabi（ハサン・アル＝トラビー）の死後、オマル・アル＝バシール大統領率いる与党が対峙する反対派は限定的であるが、経済悪化を防ぐために湾岸諸国の債権者に大きく依存している。バシールは諮問委員会を支配することで、第一副大統領のバクリ・サレー

（Bakri Salih）将軍を首相に任命することができた。そのため、バシールが健康を害した場合に、大統領府の秩序ある移行を実行できる可能性が向上した。

[2017年]10月の制裁措置に続く大掛かりな軍事予算の持続可能性の向上に加え、サレーと軍との強力なつながりがクーデター危機を抑制している。」

4.2 選挙

4.2.1 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。

「[スーダンでは...]包括平和合意（Comprehensive Peace Agreement, CPA）の暫定憲法の下で活動が続けた。この憲法は国民に、普遍的かつ平等な選挙権に基づいて自由かつ公平な定期選挙で自国の政府を選ぶ能力をもたらしめている。実際には、市民はこの権利を行使できなかった。」

「... 2015 年 4 月 13 日から 16 日に行われた国レベルの大統領選挙と議会選挙は、国際基準を満たしていなかった。政府は、自由、公平かつ良い結果を導く選挙環境を作り出すことに失敗した。政治的権利と自由の制限、信頼できる国民対話の欠如、国の周辺地域での武力紛争の継続が、きわめて低い投票率の一因になった。オブザーバーは、選挙前の環境に見られる多くの問題点を指摘した。法的枠組みは、集会、言論、報道の基本的な自由を保護しなかった。治安部隊は野党の行動を制限し、野党員と支持者を逮捕した。さらに、選挙期間中の暴力行為が報告されている...。」

「選挙委員会委員長によると、総選挙の投票総数は 5,584,863 票であった。これは投票率約 46% に当たる。しかし、AU やその他のオブザーバーによると、投票率はこれよりはるかに低かった。選挙後、国民議会は 426 議席で構成されていた（上院）。NCP が 323 議席、民主統一党が 25 議席、無所属が 19 議席を握った。その他の少数政党が残りの議席を獲得した。多くが以前に与党 NCP から除名された無所属は、政府から議会グループの結成を阻まれた。州代表評議会（下院）は各州から 3 人ずつ選出された 54 人の議員で構成されている。NCP には下院議員が 36 人いた。」

4.2.2 人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は、2016 年 1 月 27 日発行の 2016 年版ワールドレポートの中で次のように述べている。

「2015 年 8 月、オマル・アル＝バシール大統領は自由かつ公正な選挙のための国際基準を満たしていなかった投票で再選された。包括平和合意の 6 年間の暫定期間が 2011 年に終了して以降、スーダンはまだ憲法を採択していない。与党国民会議党と野党は、選挙と新しい憲法に道を開くはずであった国民対話プロセスをめぐり膠着状態が続いている。」

4.3 国民対話

4.3.1 広範な情報源からの情報に基づく 2016 年 4 月の DFAT の報告には次のように記載されている。「2014 年 1 月、バシールは、民主的改革に関する話し合いへのすべての党の参加を目指す国民対話が開催されると発表した。この発表に対し、非武装反対勢力（紛争活動に積極的に関与していない野党の総称）と武装反対勢力は疑念をつきつけ、国民対話を成功させるには政府は彼らと協力するという約束を示す必要があると主張した。国民対話は 2015 年 10 月 10 日に開始し、人民会議党（Popular Congress Party）を含む野党数党が参加した。スーダンのアイデンティティ、人権、経済、ガバナンス、対外関係が議題になった。しかし、非武装反対勢力や武装反対勢力の参加は限られていた。アフリカ連合が仲介した、政

府とスーダン革命前線（Sudan Revolutionary Front）との国民会議前の話し合いが続いている。」

- 4.3.2 事務総長は、2016年9月28日から12月15日までの期間に関する国連安全保障理事会（UN Security Council）への報告で、国際連合アフリカ連合ダルフル派遣団（African Union-United Nations Hybrid Operation, UNAMID）に関し次のように特に言及している。

「10月10日[2016年]、79の政党と28の武装勢力が参加した国民対話総会は、6つの委員会が作成した981の勧告を含む成果文書を採択した。この成果文書は、政府の連邦大統領制、上院と下院の2院、三権分離の概要を示し、民主主義の原則を支持し、平等な市民権の概念とスーダンの多様なアイデンティティを強調した。10月26日、対話事務局は、3か月以内に新しい恒久憲法を起草するための基礎としてこの文書を国民議会に提出した。[2016年]12月5日、対話高等調整委員会が解散し、文書の実施のフォローアップを行う新しい委員会が設立された。」

「スーダン政府とこの地域の一部の国々は、国民対話を成功として歓迎した。しかし、反政府集団は批判的であり、[2016年]10月10日の閉会式での大統領の演説に加え、成果文書は、グッドガバナンスと統一の広範な原則を再確認してはいるものの、曖昧であり、恒久憲法、政治的権利、治安情報機関の役割、実施措置などの主要な問題について明言していないと主張した。さらに、スーダンコール連合は、この対話はロードマップで合意されたような包括的かつ合意的なプロセスではなく、かつ、対話の結論は特定の条件下で参加する準備が整う新しい広範なプロセスの基礎になることができるにすぎないと主張した。」

- 4.3.3 国連事務総長は、2017年3月23日の国連安全保障理事会（UN Security Council）への報告で次のように述べた。

「国民対話の提言に沿って、国民議会は2016年12月26日に憲法改正を承認した。この改正には、任期4年の国民和解政府（Government of National Reconciliation）の設置、大統領制の枠組みの中での総理大臣職、国民議会と州代表評議会の構成の変更、検事総長職と司法大臣職の分離が含まれていた。野党は、2016年11月以降の補助金削減への抗議に関連した多数の逮捕に言及し、憲法改正には政治的自由の保証も含めるように要求した。国民対話プロセスに参加した野党7党の指導者は、2016年12月28日に対話実行委員会（Dialogue Implementation Committee）と会合し、2017年1月18日に追加の憲法改正提案が国民議会に提出された。現在、この提案の検討のために設けられた議会委員会が提案の再検討を実施している。2017年3月1日、アル＝バシール大統領は第一副大統領バクリー・ハサン・サーレハ中佐（Lieutenant Colonel Barki Hasan Saleh）を首相に任命した。サーレハは翌日第一副大統領の職を維持しながら宣誓した。サーレハ新首相は、新たに担ったその役割の中で、2017年3月2日に現政権が解散した後の国民和解政府の樹立を含めた国民対話の成果の実行を監督してゆく。野党の反応は弱く、変化ではなく現状維持を望んでいる党もある。」

- 4.3.4 ジェーンズは2017年7月25日の更新記事で次のように述べている。

「...一部の野党は2016年10月に終了した政府の国民対話プロセスに参加した。」また、ジェーンズは次のようにも述べている。

「バシールはシュラ（諮問機関）と地方議会を支配することで、[2017年]3月1日に第一副大統領 Bakri Hassan Salih（バクリー・ハサン・サーレハ）将軍を首相に任命することができた。バシールの健康が悪化した場合、権力は定期的にサーレハに移る可能性が高い。この首相職は、2016年10月に終了した反政府集団との国民対話に続いて設けられた。国民対話は、国内の抗議に対しては口先だけのものではあったが、米国及びEUとの関係改善をもたらした。」

4.4 「スーダンコール」

4.4.1 2017年7月にジェーンズは次のように特記している。

「... 2016年11月以降の燃料補助金の廃止と物価上昇以来、[国民対話プロセスへの参加集団よりも]幅広い反政府の政治集団と武装集団が「スーダンコール」運動の下でスーダン政府に抗議する力を得た。この集団の中には、正義と平等運動（Justice and Equality Movement, JEM）の指導者 Gibreel Ibrahim（ジブリール・イブラーヒーム）が率いるスーダン解放革命軍（Sudan Revolutionary Forces, SRF）、スーダン人民解放運動北部（People's Liberation Movement North）, SPLM-N）の指導者 Malik Agar Eyre（マリク・アガル）が率いる分離 SFR 分団、イスラム国民ウマ党（Islamist National Umma Party）、Omer Yusef al-Digair 率いるスーダン会議党（Sudan Congress Party）、その他国民的合意勢力（National Consensus Forces）を含む野党4党が含まれている。

「スーダンコールは、[2017年]5月12日にバクリー・ハサン・サーレハ首相が正式に発表した新しい国家合意を促進する政府の試みに反対する。国民対話に参加した野党だけに重要度の低い大臣職が与えられている現実、スーダンコールが引き続き非政治的手段による政府への抗議に力を注いでゆくことを意味している。しかし、国家情報治安局（National Intelligence and Security Services, NISS）を政府が支配しているため、政府を追い落とす市民蜂起の可能性は低くなっている。NISSは既に野党勢力に浸透しているうえ、殺傷力の高い武器の使用に対する法的規制を緩和することによってもたらされる脅威が、公会議を開催し、国家の支配力が強いメディアを通して政府に抗議や批判することができる反対派の能力を、大きく低下させている。」

4.5 政府と反政府組織の間の停戦

国連事務総長は、2016年12月15日から2017年3月15日までの期間に関する国連安全保障理事会（UN Security Council）への報告で次のように述べている。

「2016年10月10日にスーダンのオマール・ハサン・A. アル＝バシール（Omar Hassan A. Al-Bashir）大統領から発表された一方的な停戦が、12月31日に1か月延長され、2017年1月15日にさらに6か月延長された。同様に、2016年10月30日に反政府連合スーダン革命前線が宣言した6か月間の停戦が続いていた。」スーダン政府は2017年7月2日、ダルフルの停戦を2017年10月31日まで延長すると発表した。

4.5.1 ジェーンズは次のように述べている。

「スーダン国軍 (Sudanese Armed Forces, SAF) と政府系民兵ラピッドサポート・フォース (Rapid Support Forces, RSF) は、2016 年 8 月政府が一方的停戦合意に署名したのを受け、青ナイル州と南コルドファン州に拠点を置く反政府勢力に対する軍事活動を停止した。この合意は、経済制裁の解除見直し期間を [2017 年]10 月 12 日まで延長する米国の決定に歩調を合わせて、2017 年 7 月 20 日に 4 か月延長された。」

4.6 米国の制裁

- 4.6.1 2017 年 1 月 13 日、米国政府は 6 か月月間経済制裁を解除し、次のように説明した。

「今日行われた措置は、米国とスーダン政府の継続的な取り組みの一つの成果であり、攻撃的軍事活動の顕著な減少、スーダンの紛争地域での敵対行為の停止の維持、スーダン全土での人道的アクセスの改善、テロ対策と地域紛争への対処に関する米国との協力を含む、いくつかの活動に関するスーダン政府の持続的な進展の結果である。」

- 4.6.2 2017 年 7 月 11 日、トランプ大統領は、制裁を解除するかどうかを決定する期限を 2017 年 10 月 12 日まで延長する大統領命令に署名した。

- 4.6.3 クライシスグループの報告『スーダンに対する米国の制裁措置の撤回の時か？ (Time to repeal U.S. sanctions on Sudan?,)』は、米国が制裁措置解除について設定した 5 つの条件「テロ対策での協力、[神の抵抗軍 (Lords Resistance Army)] LRA の脅威への対処、2 地区とダルフルでの敵対行為の終結、人道的アクセスの改善、南スーダンでの負の干渉の終結」に対するスーダン政府の実績を評価している。

- 4.6.4 政治的展開に関するバックグラウンドを内容に含む国連によるスーダンの状況に関する定期的な報告とブリーフィングが、[Security Council Report](#)、[refworld](#) と [ecoi.net](#) のウェブサイトのスーダンのページに掲載されている。

5. 野党

5.1 登録集団と未登録集団

- 5.1.1 2016 年度版 USSD 報告には、人権について次のように記されている。

「政党委員会に登録されている政党は 92 党であり、国民対話の主催者は、90 以上の政党があることを認めた。ウンマ党と民主統一党は政府に登録したことはない。改革党 (Reform Now Party) は今年政党として登録された。新しい政治連合である変革のための未来の力 (Future Forces for Chang) が設立され、改革党、平和のための司法フォーラム (Justice Forum for Peace)、不満を抱いている元 NCP 党員 Farah Aggar が加わった。政府は外国の機関や大使館の代表者との対話や海外旅行などをした野党指導者に嫌がらせを続けた...。」

政党の登録を監督しているのは政党委員会 (Political Parties Affairs Council) である。政党委員会は政府にコントロールされているため、独立機関ではない。政党委員会は、イスラム過激主義に反対し政教分離を促進する共和 (Jamhuri)

党の登録を拒否し続けた。共和党指導部はこの決定を非難し、検討裁判所に訴状を提出した。」

5.2 野党

5.2.1 野党には次のものがある

- ウンマ国民党 (Umma National Party)
- スーダン会議党 (Sudanese Congress Party)
- 人民会議党 (Popular Congress Party)
- スーダン共産党 (Communist Party)
- 民主統一党 (Democratic Unionist Part)
- 改革党 (Reform Now Party)
- 統一運動党 (Unionist Movement Party)
- ムスリム同胞団 (Muslim Brotherhood)

5.2.2 さらに、上記の主要政党のうち幾つかが参加する次の2つの連合がある。

- 国民的合意勢力 (National Consensus Forum, NCF)。与党国民会議党に反対し、暫定制度を確立するため、2010年に国民ウンマ党 (National Umma Party)、人民会議党、スーダン共産党などを含めた複数政党で結成された。
- 変革のための未来の力 (Future Forces for Chang, FFC)。この連合は、2016年2月/3月に創設され、設立時には改革党 (Reform Now Party) と平和のための司法フォーラム (Justice Forum for Peace) が参加していたが、2016年10月に分裂したとされている。

5.2.3 ジェーンズは、「人民会議党」、国民ウンマ党、[連合] 国民的合意勢力、スーダン共産党、民主統一党 (Democratic Unionist Party) (与党連合) を主な反政府集団としている。

5.2.4 2016年4月のDFATの報告には次のように記されている。

「非武装反対勢力は、国民議会で議席を握っている。SPLM ピースウイング (SPLM-Peace Wing) が8議席、人民会議党と民主統一党がそれぞれ4議席を有している。

「...国民的合意勢力 (National Consensus Force) は2014年12月にアディスアベバの武装反対勢力と手を組み、平和で民主的な変革を求める「スーダンコール」に署名した。

5.2.5 ジェーンズは政治的敵対勢力を、集団間の政策目的の違いが小さい「弱い勢力」と評価した。また、次のようにも述べている。

5.2.6 「政治的敵対勢力は、2016年3月に人民会議党 (PCP) の指導者 Hasan al-Turabi が死去して以来、大幅に弱体化し、現在では、立法と治安の組織を支配する与党国民会議党 (NCP) に真っ向から対立する力はほとんどない。一部の与党は、alTurabi の指導の下、2016年10月に結了した政府の国民対話プロセスに参

加した。しかし、2016年11月以降の燃料補助金の廃止と物価上昇以来、[国民対話プロセスへの参加集団よりも]幅広い反政府の政治集団と武装集団が「スーダンコール」運動の下でスーダン政府に抗議する力を得た。この集団の中には、正義と平等運動（Justice and Equality Movement, JEM）の指導者 Gibreel Ibrahim（ジブリール・イブラーヒーム）が率いるスーダン解放革命軍（Sudan Revolutionary Forces, SRF）、スーダン人民解放運動北部（People's Liberation Movement North）, SPLM-N）の指導者 Malik Agar Eyre（マリク・アガル）が率いる分離 SFR 分団、イスラム国民ウンマ党（Islamist National Umma Party）、Omer Yusef al-Digair 率いるスーダン会議党（Sudan Congress Party）、その他国民的合意勢力（National Consensus Forces）を含む野党 4 党が含まれている。。」

「スーダンコールは、[2017年]5月12日にバクリー・ハサン・サーレハ首相が正式に発表した新しい国家合意を促進する政府の試みに反対する。国民対話に参加した野党だけに重要度の低い大臣職が与えられている現実、スーダンコールが引き続き非政治的手段による政府への抗議に力を注いでゆくことを意味している。しかし、国家情報治安局（National Intelligence and Security Services, NISS）を政府が支配しているため、政府を追い落とす市民蜂起の可能性は低くなっている。NISS は既に野党勢力に浸透しているうえ、殺傷力の高い武器の使用に対する法的規制を緩和することによってもたらされる脅威が、公会議を開催し、国家の支配力が強いメディアを通して政府に抗議や批判することができる反対派の能力を、大きく低下させている。」

「さらに、2017年3月1日、バシール大統領は第一副大統領バクリー・ハサン・サーレハ将軍を首相に任命した。この首相職は、政府主導の反政府集団との国民対話に続いて 2016年12月に再度設けられたが、当初は野党員が担うことになっていた。この首相の任命は、亡命から帰国し、分離したアフリカ連合が仲介した「ロードマップ」合意に基づき反政府のスーダン人民解放運動北部のための仲介役を務めるのに適任であった野党指導者の Sadiq al-Mahdi（サーディク・アル＝マフディー）をわきへ追いやった。」

6. 反政府武装集団

6.1 紛争地域

6.1.1 政府が武装集団と戦っている主な内紛地域は次の 2 つの地域である。

- ダルフール。反政府武装集団との紛争。
- 南コルドファン州と青ナイル州（「2 地区（Two Areas）」としても知られる）。南スーダンとつながりのある反政府土着民との紛争。

6.2 ダルフールの集団

6.2.1 ダルフールの主要な反政府組織

次のものを中心とするスーダン解放運動／軍（SLM/A）

- スーダン解放運動／軍 - Minni Minnawi（ミニ・ミナウィ）派（SLM/A-MM）

- スーダン解放運動／スーダン解放軍 - Abdul Wahid (アブデルワヒド) 派 (SLM/AW)

- 正義と平等運動 (JEM)

6.2.2 ジェーンズは「2006 年以降反政府運動はかなり分裂が進んできた。各反政府組織は民族集団を基盤としている。反乱の初期に分裂が起きたのはそのためである」と述べている。

6.2.3 また、次のようにも述べている。

「Minni Minnawi が率いるザガワ族の SLM/A-MM は、2005 年に大半のザガワ族隊を引き連れて SLM/A から分離した。唯一 Minnawi 派のみが政府と共に 2006 年 5 月 5 日のダルフル和平合意に署名した。Minnawi は 2006 年の和平合意の後大統領補佐に就任し、2010 年 4 月の選挙まで務めた。その後、Minnawi 派は 2010 年末に反政府側に戻った。」

「スーダン解放運動／スーダン解放軍 (SLM/A) は 2003 年 2 月に出現し、北部ダフル州のジュベル・マラ (Jebel Marra) 地方で短期間グル (Gulu) の町を攻略した。この集団は、ダルフル最大の非アラブ集団のひとつフル人が多数派を占めている。指導者は Abdul Wahid al Nur (アブデルワヒド・モハマド・ヌール) である。」

6.2.4 JEM に関して、ジェーンズは次のように語っている。「この集団は、2003 年 4 月のエル＝ファーシル空港の大襲撃で SLM / A と協力し、正式にその姿を現した…。JEM はほとんどがザガワ族のサブ集団コベ (Kobe) の出であり、国境を越えてチャドのパワフルなザガワ族と強力ではあるが浮動的なつながりを持ち、当初は主に西ダルフル州で活動していた。」

6.2.5 ダルフルで活動する武装集団及び人権・安全保障の状況一般に関する情報は、庇護リサーチコンサルタント (Asylum Research Consultancy) のコンピレーション報告、『ダルフル国別報告－2015 年 10 月 ([Darfur Country Report – October 2015](#))』を参照。

6.3 南コルドファン州と青ナイル州の集団 (「2 地区」)

6.3.1 「2 地区」で活動する 2 集団は次のものである。

- スーダン人民解放運動北部 (SPLM/A-N)
- スーダン革命前線 (SRF: ダルフルと 2 地区の武装集団の連合)

6.3.2 ジェーンズは次のように報告している。

「南コルドファン州と青ナイル州出身の数万人が主にハルツームに反対する南スーダンの SPLM/A と共に戦い、2011 年 7 月に南スーダンが独立すると、国境の北に取り残された。SPLM の元北部部門は、スーダン人民解放運動北部 (SPLM-North) として知られるようになった。ダルフルの反政府勢力と同様に、差別されてきたこと、自分たちの地域が未開発で、政治的に疎外されてきたこといと不満を示した。2011 年 6 月、南コルドファン州でスーダン国軍との戦闘が始まり、最も石油が豊富な州はスーダン領に留まった。(その後同州は分割され、石油が豊富な地域は比較的平穏な西コルドファン州に帰属している)。南コルドフ

アン州での戦闘は、元南同調派の戦士を武装解除させようとする取り組みが口火となったが、南部離脱に先立つ5月の州知事選挙の物議をかもした結果を受けてのものでもあった。9月までに戦闘は青ナイル州に広がり、次いでハルツームもSPLM-北部を政党として禁止した。SPLM-北部とジュバ（Juba）は、新たな反乱に対する南スーダンの支持に関するハルツームの主張を否定した。SPLM-北部は南コルドファン州のヌバ山脈の大半と青ナイル州の南部を支配しているが、「中心地」クルムク（Kurmuk）を失った。」

「南コルドファン州のSPLM/A-北部の構成員は、主にヌバ山脈に住む多くのヌバ族である。リーダーは、ナバ山脈で育ち、将軍として広く尊敬を集めているMasalit Abdelaziz al Hiluである。青ナイル州の戦闘員は同州南部の集団、特にウドック（Uduk）とIngessanaに属している。全体の指導者マリク・アガルはその一員である。SPLM/A-北部は旧SPLAの2つの分団を基盤とし、戦車、ロケット発射機、モルタルその他の従来の戦闘で有用な材料を備えている。ダルフールの反政府組織とは異なり、領土を持ち、支配地域に行政機関を整備することを好む。」

6.3.3 スーダン革命前線に関して、ジェーンズは次のように述べている。

「2011年11月、JEM及びSLM/AのMinnawa派とal-Nur（アル・ナー）派は、バシール体制に反対して戦う共通プラットフォームとしてのSRFの下、PLM/A-北部と結束している。先月、元JEM指導者のKhalil Ibrahim（カリル・イブラヒム）は、SPLM-北部との同盟を公に宣言し、JEM軍は新たな反乱の初期から、南コルドファン州のSPLM/A-北部部隊とこの地で活動してきたと語った。ダルフルとダルフル以外の武装集団との協力及びSLM/Aの各派間の協力の度合いが高いことが、ハルツームにとって新たに相当の脅威となった。2013年3月、反乱軍が1か月間占領したAbu Karshola（アブ・ケルショラ）の町への攻撃が、スーダンの最も強力な反乱軍としてのSRFの地位を確固たるものにした。」

「SRFのメンバーはイデオロギー的に分離している。JEMはイスラム教のバックグラウンドを持ち、他の3つは非宗教的国家を支持している。したがって、この同盟は便宜上の結婚である。すべての集団が、結束すればさらに強くなり、地域的な変革に留まらない全国的な変革をよりよく求めることができることを認識している。SRFの主要反政府組織は、スーダンの統一という考えに専心してきた。この統一は、すべてが平等に扱われるより公正で平等な社会の創設にかかっている。明言しない表現は方向転換を可能にする...」

6.3.4 「2地区」で活動している武装集団及び人権・安全保障上の状況一般に関する詳しい情報は、2016年4月1日改訂の庇護調査コンサルタントのコンピレーション報告『[南コルドファン州と青ナイル州国別報告（South Kordofan and Blue Nile Country Report）](#)』を参照。

6.4 武装集団による人権侵害

6.4.1 独立専門家は、2016年7月の国連人権理事会への報告の結論で、次のように述べている。

「ダルフル、南コルドファン州、青ナイル州における人権の状況は、戦闘が続き、すべての紛争当事者が人権と国際人道法に違反し、依然として不安定である。何十万人もの市民が、直接的な攻撃、強制移動、人道援助へのアクセスの限定に

より武力紛争の影響を受け続けている。和平プロセスは、主だった武装勢力の積極的な参加がなく、依然として重大な課題に直面している。」

- 6.4.2 米国国務省の 2016 年の人権報告には、「ダルフールと 2 地区での紛争に関連して、政府軍と民族民兵組織が民間人の恣意的で不法な殺害を行ったという報告が多数あった」と記されている。また、同じ報告で、次のように述べられている。
「政府治安部隊、反政府組織、武装集団がダルフールで IDP（国内避難民）に対し、レイプと殴打を含む虐待を行ったという報告が多数あった。」

- 6.4.3 さらに、次のように記されている。

「[2016 年]1 月から 9 月にかけて、ダルフールと 2 地区で、軍隊と準軍隊が数多くの殺害を行った。1 月半ば、政府は、中部ダルフール、北ダルフール、南ダルフールの山岳地帯の拠点から SLA/AW を排除するため、陸・空からの攻撃を開始した。

「人権団体は、ダルフールと 2 地区の政府軍と反政府組織が拷問その他の人権侵害をしているとして非難した。政府軍は、武力紛争に関連した被拘禁者と反政府組織との関係が疑われる IDP を虐待した。政府の治安部隊、政府側及び反政府側の民兵、その他の武装勢力が女性と子供をレイプしたという報告が続いている」

- 6.4.4 ダルフールの人権状況に関する詳細は『[国別政策・情報、ダルフールの非アラブ系住民 \(country policy and information note, Non Arab Darfuris\)](#)』を参照。

- 6.4.5 スーダンの安全保障と人権状況に関する定期報告が [Security Council Report](#)、[refworld](#) と [ecoi.net](#) のウェブサイトのスーダンのページに掲載されている。

7. 反政府集団の扱い

7.1 概要－表現、結社及び集会の自由

- 7.1.1 国連の独立専門家の 2016 年 7 月の報告には次のように記されている。。

「...独立専門家は、ダルフール、南部コルドファン州、青ナイル州での紛争の終結、国家人権委員会のダルフール支部の設置、スーダン当局による司法アクセス改善の一環としてのダルフール全域での 20 人の検察官の配置を目指すロードマップ合意への政府の署名を含む幾つかの前進に特に注目した。さらに、政府は、現マンデートホルダーを含む人権メカニズムとの協力を続け、2016 年 5 月の普遍的・定期レビュー（universal periodic review）の第 2 サイクルに積極的に参加した。」

「こうした前進はあったものの、独立専門家の先の報告で示された勧告の大半は、報告期間中に実施されることはなかった。独立専門家は、スーダンは引き続き多くの人権問題に直面していることに注目した。スーダンの民主的変革は全体として不安定なままであった。国家安全保障法や刑法などの法的枠組みの一部と、緊急法などのダルフール固有の共存する法律は相変わらず基本的権利と自由を侵害している。国内法と国際人権原則との調和の歩みは遅かった。加えて、市民権と政治的権利の制限、表現・結社・平和的集会の自由および報道の自由に対する権利の削減は維持されている。政治的敵対集団、市民社会団体、学生からの民主的改革を求める声の高まりに、スーダン政府当局は国家情報治安局による逮捕と拘

禁を含む弾圧措置で応じた。人権擁護派、政敵、ジャーナリストは引き続き標的にされ、刑事免責の問題は繰り返されている。」

「また、報告期間中、特に正義と平等運動とスーダン解放軍 Minni Minawi を含むダルフルの武装勢力のメンバーに対して、引き続き死刑が適用されていることも懸念であった。」

- 7.1.2 2016 年 7 月の国連人権理事会への同じ報告には次のように記されていた。「国民対話が進行中であるにもかかわらず、国家情報治安局の活動の色狩りとこの活動がこの国での市民権と政治的権利の行使に及ぼす影響に関して懸念が高まっている。報告期間中、国家情報治安局による恣意的逮捕と無拘束拘禁が広く報告されていた。」

- 7.1.3 様々な情報筋の情報を引用した 2016 年 8 月の UK-DIS FFM（英国 - デンマーク移民局 事実調査団）の報告には、次のように記されている。

「大半の情報筋は、政府に批判的であったり、政治的経歴があったりするダルフルや 2 地区の出身者は、ハルツームで NISS[国家情報治安局]から監視され、標的になる可能性があるとしている。これにはさまざまな形態の実力行使が含まれる。」

「多くの情報筋が、NISS の標的になったその他の集団には、反政府組織の関係者、弁護士及びジャーナリスト、市民団体の指導者、女性活動家を含む人権活動家が含まれていると指摘している。3 つの情報筋が、こうした集団のうち反政府組織関係者が特にリスクにさらされていると強調している。」

「ハルツーム国際空港到着（KIA）のリスクを考慮する場合には、政治的経歴もリスク要因とされている。」

- 7.1.4 UK-DIS FFM 報告は、さまざまな情報筋の情報を引用し、次のように記している。

「幾つかの情報筋は NISS を含む政府による逮捕や拘禁などの治安活動は不変ではなく、時と共に変化するとことに注目していた。例えば、フリーダムハウス（Freedom House）は、治安活動の厳しさには、政府がかなり抑圧的なやり方で行動する時代には比較的広範な政治情勢が反映されることができると考えることができるが、それ以外の時代には、人々は政府から重大な反応を受けることなく自分の意見を表明することができたと述べている。」

「国際危機グループは、より一般的に差別と政治的自由の制限の問題に言及し、ダルフル住民と 2 地区出身者は一貫して差別を受けているが不変なわけではない、差別的行為が激しい時期もあれば、反対に差別があまり顕著でない時代もあった可能性がある」と述べている。

「フリーダムハウスによれば、現時点[2016 年 1 月／2 月]の政治情勢は比較的穏やかであり、野党の指導者 Al-Sadiq Al-Mahdi（アル・サーディク・アル＝マフディー）と Ibrahim Al-Sheikh（イブラヒム・アル＝シェイク）が[2015 年に]拘禁から釈放されて以来、目立った政治的拘禁はない。これは、国民対話の政治プロセスを復活させ、米国の制裁を解除するロビー活動をするために立場を改善しようとする政府の努力の賜物なのかもしれないとフリーダムは述べている。この

ロンドンに本拠を置く NGO は、国民対話の下で 85 の政党が政府との政治会談に参加しているが、このプロセスの当事者ではない集団は、政府についての批判的な見解を表明することはできないと説明した。ACPJ [アフリカ司法・平和研究センター (African Centre for Justice and Peace Studies)] は、政治的敵対勢力はすべてリスクにさらされており、NCP 以外で「安全な」政党は存在しないと指摘した。」

「SDFG[スーダン民主主義第一グループ (Sudan Democracy First Group)] は、今日ハルツームで何が起きているのか、ダルフルや 2 地区の出身者が現在どの程度 NISS の標的になっているかは簡単には答えられないと助言した。SDFG によると、NISS の標的になったのは、主に政治的活動をしていた人々であった。」

- 7.1.5 FCO (外務・英連邦省) は 2016 年 6 月から 12 月までの期間について報じ、次のように述べている。

「スーダンの国民対話の開始を契機に表現の自由度はやや高まったが、これはそれ以前の反対派政治家の拘禁と記録的水準の新聞の押収の後のことである。(国境なき記者団 (Reporters Without Borders) の世界報道の自由度ランキング

(World Press Freedom Index) でスーダンは 180 国中 174 位である。宗教又は信条の自由、性的暴力、治安情報機関に与えられる権限と刑事免責はどれも相変わらず厄介な問題である。政府はこうした課題の多くを認めたがらず、改革への取り組みはほとんど示されていない。」

- 7.1.6 アムネスティは 2016 年版の年次報告で次のように述べている。「スーダン全土で、NISS の当局者その他の治安部隊のメンバーは、野党の党员、人権擁護者、学生、政治活動家を逮捕、拘禁、その他の侵害の標的にした。」

- 7.1.7 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。「公式非公式を問わず政府を批判した者は、逮捕を含む報復の対象となった。政府はこのような批判を阻止しようとし、政治的な会合と報道を監視した。」また、「暫定憲法と法は結社の自由を定めているが、政府はこの権利を厳しく制限した。法は反政府武装集団とつながりのある政党を禁止している。」

7.2 強制失踪

- 7.2.1 2016 年 4 月の DFAT の報告には次のように記されている。

「政府も武装反対勢力も、紛争地域と非紛争地域両方の民間人の失踪に関与してきた。スーダン政府によると、NISS は行方不明者や被拘禁者に関する問い合わせを受ける事務所を運営しているが、こうした問い合わせには回答がないことが多いと DFAT は理解している…。政府や武装反対勢力の権威に脅威を与えると認識された者は、依然として政府と武装反対勢力による拉致と強制失踪の対象になりうると DFAT は評価している。」

- 7.2.2 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。「政治的理由による失踪が報告されている。過去にもみられたように、こうした失踪には、(紛争地域と同様に) 非紛争地域での失踪が含まれている。」また、「政府軍と武装犯罪分子は、紛争地域での民間人、人道活動要員《humanitarian workers》、国連その他の国際機関要員の失踪に関与した」とも記されている。

7.3 拷問

7.3.1 フリーダムハウスの 2015 年の出来事に関する報告には次のように記されている。
「スーダンは 2015 年 2 月にジェンダーに基づく暴力に関する法を強化し、セクシャルハラスメントを犯罪とし、レイプの定義を変更して国際基準に近づけた。しかし、女性は性暴力に遭うリスクが高く、とりわけレイプを武器として利用している治安部隊から被害をうけやすい。」

7.3.2 DFAT の報告には次のように記されている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチは、政治被拘禁者は抗議の結果拷問を受けることが多く、以後抗議に参加しないことに同意した場合にのみ釈放されると報じている。さらに、地元メディアは、2014 年 5 月ダルフル学生連合会（Darfuri Students Association）所属の 2 人がオムドゥルマン・イスラミック大学（Omdurman Islamic University）で当局に拉致され、その後電気棒と警棒で殴られ、虐待されたと報じた。」

「DFAT は、政府の権限を直接脅かすと認識されている者が拷問の危険にさらされる可能性があると評価している。歯に衣着せずものを言う人々も影響を受ける可能性がある。DFAT はまた、率直に意見を言わないが拷問にさらされている市民の例を知っている。DFAT は、個人が拷問を受けるおそれのある特別なリスクを特定することはできず、拷問の全般的発生率についてコメントすることはできない」

7.3.3 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。

「ハルツームの市民社会活動家、元被拘禁者、複数の NGO によると、政府治安部隊（警察、NISS、スーダン国軍（SAF）の国防情報部要員）は、政治的敵対勢力、市民社会、宗教活動家、ジャーナリストなどを含む拘禁者を身体的、心理的に殴打し、拷問した。拷問その他の虐待には、長時間の隔離、極端な温度変動への曝露、電気ショック、ストレスポジションの使用などが含まれていた。一部の女性被拘禁者は、NISS から嫌がらせと性的暴行を受けたと主張している。元被拘禁者の中には、同意なしに未知の物質を注射されたと報告している者もいる。学生を含む多くの元被拘禁者は、鎮静剤を強制的に摂取させられ、昏睡と重度の体重減少を引き起こしたと報告した。その後政府はそのうちの多くの者を起訴せずに釈放した。」

7.4 恣意的逮捕と拘禁

7.4.1 フリーダムハウスの 2016 年 7 月の報告には次のように記されている。

2010 年国家安全保障法は（NISS）に、財産を没収し、監視し、家宅捜査をし、司法審査を行わずに容疑者を 4 か月半まで拘禁できる徹底的な権限を与えている。警察と治安部隊はこの広範な権限を日常的に超過し、人を恣意的に逮捕し、弁護士や家族との連絡を遮断して秘密の場所に拘束している。人権団体は、ダルフルの活動家とジャーナリストを含む政府反対派を無差別に拘禁し拷問しているとして NISS を非難している。」

7.4.2 2016 年 4 月の DFAT の報告には次のように記されている。

「2005 年暫定憲法は、恣意的逮捕と拘禁を禁じ、逮捕時にはどのような罪状によるのかを知らせるという要件が盛り込まれている。それにもかかわらず、米国国務省の 2015 年人権報告によると、恣意的逮捕と拘禁は相変わらず広く行われ、スーダンの法的制度は令状なしの逮捕と最長 4.5 か月間の拘禁を認めている。しばしば被拘禁者は 4.5 か月後に釈放された後再逮捕され、再度拘禁されている。」

「NISS その他のスーダンの治安組織は、個人、とりわけ政敵と活動家の恣意的逮捕と拘禁を続けている。著名な政敵は NISS によって恣意的に逮捕されて拘禁され、法的代理や面会は拒否された。例えば、2015 年 6 月、アムネスティ・インターナショナルは、大学生、政治活動家、市民社会活動家など 171 人の被拘禁者の釈放を求めた。」

「全体として、DFAT は、恣意的逮捕と拘禁は、政府が、特に政府に対してあからさまに批判的である、又は批判的と思われる個人に対して広く行っていると評価している。」

- 7.4.3 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。「[国家情報治安局]NISS、警察、軍諜報部は、恣意的逮捕と拘禁をした。当局はしばしば数日間の拘禁の後起訴せずに釈放したが、これよりもはるかに長い期間拘禁された者も多かった。政敵と反政府勢力の支持者と疑われる者を標的にすることもよくあった。」また、同報告には次のようにも記されている。

「暫定憲法は、恣意的逮捕と拘禁を禁じ、逮捕時にはどのような罪状によるのかを知らせることを義務付けている。それにもかかわらず、相変わらず法の下で広く行われ、法は令状なしの逮捕と最長 4.5 か月間の拘禁を認めている。当局はしばしば被拘禁者を最初の拘禁期間満了時に釈放したが、その翌日に拘束し、拘禁を続けた。当局、特に NISS は政敵及び反対派のシンパと信じられている者を恣意的に拘禁した...。」

7.5 政党の扱い

- 7.5.2 DFAT の報告には次のように記されている。

「2005 年暫定憲法は、投票権、平和的集会、他者との結社及び政党結成の自由を含む集会及び結社の自由を定めている。同憲法は、政党の登録は法律によって規制され、いかなる結社も、スーダン人の加入が認められ、2005 年暫定憲法と矛盾せず、民主的に選出された指導者があり、資金源が開示され透明でない限り、政党として機能することはできないと明示している。」

「2005 年暫定憲法で規定されているにもかかわらず、スーダンの政治情勢は個人が意見を表明する機会を制限し、とりわけ、この表明が国の権威を脅かすとみなされる場合の制限は顕著である。米国国務省の 2015 年人権報告によれば、政府は野党の活動に対しかなりの規制を続けている。これには政党諮問委員会を介した規制が含まれる[...]。DFAT は、イスラム原理主義に反対し、世俗主義を促進する共和 (Jamhori) 党を含む一部の政党の登録を政党諮問委員会が拒否したと理解している。」

「全体として、DFAT は、スーダンでは政治活動の余地はあるものの、政府の厳しい管理下にあり、そのため野党の効果的な活動能力が制限されていると評価している。非武装反対勢力と武装反勢力の状況は異なる...」

7.5.3 DFAT の報告には次のように記されている。

「一部の非武装野党と非武装反対者は、拘禁と拷問を含む政府による差別に直面している。非武装反対勢力のメンバーはスーダンから出国することはできない。

「スーダンコール」の署名の後、国民的合意勢力の議長の Farouk Abou Issa はスーダンに帰国したとき逮捕され、2015 年 4 月まで拘禁された。政府は非武装反対勢力のメンバーに対し公開討論の開催も妨げてきた（6 人以上が集まる場合には免許が必要であり、政府はしばしば免許の交付を拒否している）これには最近の選挙のボイコットを主張したスーダン会議党が含まれている。」

「DFAT の関係筋によると、非武装反対勢力に関わる著名人であることは、政府の暴力からの何らかの保護になる可能性があるということである。しかし、非武装反対勢力と関係がある人物が暴力を受けている例がある。スーダン共産黨員 Sandra Kadoda（サンドラ・カドダ）は 2015 年 4 月に行方不明になった。家族は NISS による拘禁だと非難したが、NISS はこれを否定した。Kadoda はその後ひどく殴られた状態で発見され、NISS に対する非難を公式に謝罪した。」

「全体として、DFAT は、非武装反対勢力の目立たないメンバーは公の差別や暴力を受けるリスクが低いと評価している。政権の移行やバシールの退陣と NCP の交代について公然と口にして政府の支配権にとって直接的な脅威となっている非武装反対勢力の支持者が直面している差別のリスクは中程度であり、暴力のリスクは低い。」

7.5.4 フリーダムハウスの 2016 年 7 月の報告には次のように記されている。

「野党指導者と活動家は、日常的に起訴されることなく逮捕・拘禁され、拘禁期間はしばしば長期に及んでいる。2014 年、国ウンマ党党首、副党首、スーダン会議党党首がそれぞれ別件として拘禁され、数週間拘束された後起訴されることなく釈放された。2015 年 4 月の選挙に向けて、野党の著名人は嫌がらせ、逮捕、拘禁に直面した。NISS の係官は SCP の党員と武装反勢力スーダン革命戦線の支持者と思しき者を拘禁した。当局は野党に対し、集会や討論会の許可を幾度か拒否した。これには党本部で開催されるものも含まれていた。」

7.5.5 同報告には次のようにも記されている。

「治安部隊は、2011 年以降、政府とスーダンの経済情勢に対する街頭抗議が始まると、数百人の反対派支持者を拘禁してきた。2013 年 9 月の抗議の後には、少なくとも 800 人が拘禁され、この中には治療を求めたことによる逮捕者が含まれていた。政府が、治安部隊によるこうした事態の処理に対する責任を治安部隊にとらせることはなかった。」

7.5.6 FCO の 2016 年 6 月から 12 月までの出来事に関する最新版には、次のように記されている。

「11 月、スーダン政府は、燃料補助金の撤廃を含む幾つもの経済改革を発表した。この発表により、ハルツーム周辺では小規模な抗議が何件か発生し、70 人を超える政治的敵対勢力の著名人と活動家が拘禁される結果となった。スーダン会議党は特に打撃が大きく、何人もの指導者が治安情報機関に拘束された。被拘禁者は起訴されずに、法的支援も受けられず、秘密の場所で拘束されていた…。12 月 26 日と 27 日に、フロントライン・ディフェンダーズ（Front Line Defenders）の「危機にある人権擁護者賞（Human Rights Defenders at Risk Award）」を受賞したことがある Mudawi Ibrahim Adam（ムダウィ・イブラヒム・アダム）

(国民対話アイデンティティ委員会 (National Dialogue Identity Committee) メンバー) を含む 25 人ほどが釈放された。」

7.5.7 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。「政府は、抗議者を含む政治犯と政治的被拘禁者の拘束を続けた。アクセス不能のため、政治犯と政治的被拘禁者の人数を確認することはできなかった。人権監視団は、政治犯は何百人もいると報告している。政府は、政治犯はいないと主張した。」

7.5.8 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。

「治安部隊は政敵を起訴しないまま外部との連絡を遮断して拘禁し、拷問した。通常の刑務所の独房で拘禁された政治的被拘禁者もいた。多くは、家族との連絡や医療を受けることもできない状態で拘束された。人権団体は、NISS は「ゴーストハウス」を運営し、反対勢力や人権の著名人を拘禁しながら、拘束の事実を認めなかった。時にはこうした拘禁が長期間にわたった。」

7.5.9 同報告には次のようにも記されている。

「[2016 年]11 月と 12 月に、著名な人権活動家や登録政党の指導部を含む数百人が起訴されることなく拘禁された。家族や弁護士との面会もなく数週間拘禁された者もいた。大半の逮捕は、政府の緊縮措置に対する市民的不服従の呼びかけに対応した全体的な厳しい弾圧の一環として実施された…。[そして][2016 年]11 月と 12 月に、当局はスーダン会議党の最高指導部を根こそぎ逮捕し、起訴することなく拘禁した。一人を除き、面会も認められなかった。[2016 年]12 月下旬、NISS は起訴することなくこの野党党員を釈放した。」

7.6 反政府武装集団の扱い

7.6.1 広範な情報源からの情報に基づく 2016 年の DFAT の報告には次のように記されている。

「主な武装反対勢力には、ダルフルを拠点とする SLM-Minnawi、SLM-al-Nur JEM と、主に青ナイル州と南コンドファン州を拠点とするスーダン人民解放運動北部がある。2011 年、武装反対勢力は、与党 NCP の打倒という共通の目的を掲げ、スーダン革命戦線と呼ばれる同盟を結成した。」

「政府は軍により、ダルフル、南コルドファン州、青ナイル州の各地域で武装反対勢力を撃退しようとしている。武装反対勢力を実際に支持している、又は支持していると思われるという理由で政府が人々を拘禁しているという信頼できる報告がある。これには、女性が支持者と思しき男性と懇意にしているという理由で拘禁されたという報告も含まれている。DFAT は、武装反対勢力とつながりがあるとされるという理由で拘禁されている人々に対し暴力的な尋問を行っている責任が政府にあると理解している。政府は、武装反対勢力の支持者を起訴、禁固や死刑の有罪判決を言い渡されている。ただし、DFAT は刑が実際に執行されたか否かは把握していない。」

「全体として、DFAT は、武装反対勢力と関係している、又は関係していると思われる人々が、とりわけ政府が支配する地域で、政府による差別と暴力の高いリスクに直面していると評価している。DFAT はさらに、武装反対勢力と積極的に関わっている者も、武装反対勢力の支配地に住んでいるだけの者もこのリスク

に直面していると評価している。DFAT の関係筋によると、武装勢力と関係していると認識されている男性は、女性よりも政府から積極的に標的にされるリスクが高いということである。DFAT は、武装反対勢力の支配下にある地域では、人々が、無差別爆撃、武力攻撃、超法規的な殺害など、政府と武装反対勢力との紛争に巻き込まれる危険にさらされていると評価している。」

7.6.2 USSD 報告には次のように明記されている。「スーダン民解放運動北部 (SPLM-N) やダルフル反政府運動などの反政府勢力を実際に支援しているため、又は支援しているとされたために拘禁された人々が報告されている。地元の NGO は、これには、女性が SPLM-N 支持者と思しき男性と懇意にしているという理由で拘禁されたと報告している....」

7.6.3 同報告には次のようにも記されている。

「2015 年 9 月、政府は国民対話に参加している武装勢力の指導者とメンバーに大赦を与えた。この大赦は、「国民対話参加期間中の犯罪を構成する言行すべて」が対象であった。多くのオブザーバーが、この大赦を外国に居住する野党員に、逮捕や報復を恐れることなく帰還して国民対話に参加するように奨励する政府のインセンティブであると考えた。11 月現在、対話に参加した野党員が逮捕されたという既知の報告はなかった。ただし、NISS は外国で会合をした野党員を拘禁し、旅券を押収した....。対話参加の条件として自由の拡大を要求した亡命中の有力な野党員は大赦の適用を受けなかった。国民対話参加党の政治犯の釈放も要求もあった。こうした釈放があったという既知の報告はなかった。」

7.7 学生の扱い

7.7.1 カナダ入国難民委員会 (The Canadian Immigration and Refugee Board) は、2013 年から 2015 年 1 月までの期間の学生保護とこの保護に対する政府の対応に関する多様な情報源からの情報を引用し、情報請求に対する回答 ([response to information request](#)) を作成した。

7.7.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2016 年 3 月の女性活動家に関する報告で次のように報じている。

「政府はまた、大学内での抗議者に対して繰り返し暴力を用いてきた。これは、長年のパターンであるが、近年激化の様相を呈し、しばしば、親政府系学生と他のグループとの間の暴力沙汰を伴っている。ある例では、2014 年 3 月にハルツーム大学で治安部隊がダルフルの学生を射殺したと報告されている。別の例では、2014 年 10 月に治安部隊は、大学の寮からの追放に反対する女子学生に性的嫌がらせをし、殴打し、拘禁した。NISS の係官も、特定の個人や活動家集団を標的に、嫌がらせ、尋問、拘禁を続けてきた。ダルフルの学生政治活動家は特に標的にしやすいが、慎重に取り扱うべきテーマに取り組んでいるという理由で、2011 年の南コルドファンでの武力紛争勃発などの重要な出来事に続いて、2012 年にヘグリグ油田で、あるいは様々な政治集会で標的にされた者もいた。」

7.7.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2016 年 5 月 25 日の記事には次のように記されている。。

「2016 年 4 月中旬以降、スーダン国家治安当局者は、大学構内での講義中に数十人の学生と活動家を起訴しないまま拘束してきた。その多くは今も拘束されてい

る。1 か月以上にわたって拘束されている者もいれば、政府が所在を明らかにしない場所で拘束され、弁護士や家族とも連絡を取れずに拷問のリスクが高くなっている者もいる....。」

「2016 年 4 月中旬から、国家治安警察と機動隊を含む政府の治安部隊は、ハルツーム大学の建物の売却、それ以前の抗議者の拘禁及びスーダン全国の他の大学構内でのその他の幅広い問題に反対する学生デモを弾圧した。」

「弾圧の間、スーダンの国家情報治安局（NISS）は、若い学生や年長の卒業生を含む数十人の抗議者を拘禁した。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、被拘禁者の多くが殴られ、他の虐待を受けたという信用できる報告を受けた。大半は起訴されなかった、あるいは家族との連絡や弁護士の面会を受けることができなかった。」

7.7.4 FCO の 2016 年 1 月から 6 月までの期間に関する最新版には、次のように記されている。

「4 月にハルツームとコルドファンの大学で抗議活動中に 2 人の学生が死亡した。デモを阻止する際に治安情報機関が過度の武力行使をしたという報告があった。幾人もの学生がデモ中に逮捕され、何週間にもわたり拘禁され、拘禁中に虐待された者もいると報告されている。停学や退学になった学生もいた。一部の学生が著名な人権弁護士から法的助言を受けようとしたとき、この弁護士の事務所が治安情報機関の手入れを受け、弁護士事務所の従業員 2 人と共に学生は逮捕された...。英国の当局者は幾度も懸念を表明し、死亡に関して独立した捜査を求めた。[2016 年]6 月 19 日、逮捕された学生のうち 6 人が釈放され、[2016 年]6 月 22 日にさらに 8 人が釈放された。現在少なくとも 3 人の学生が依然として拘禁中である。」

7.7.5 国連の独立専門家の 2016 年 7 月の報告には次のように記されている。。

「別のケースでは、2016 年 4 月 13 日にハルツームの歯科病院でハルツーム大学の学生活動家 5 人が国家情報治安局に逮捕された後、起訴されないまま拘禁された。この学生たちは病院まで負傷した友人に付き添った。独立専門家は、2016 年 4 月にスーダンを訪問した際に、スーダン当局に拘禁されたままのこの 5 人の学生の問題を提起し、この事件は起訴するために関係する司法当局に引き渡さなければならぬと知らされた。その後、独立専門家は、2016 年 6 月 19 日と 21 日の学生を釈放するという当局の決定に言及し、これを歓迎した。」

「また、国家情報治安局は、ハルツーム大学での抗議活動に参加した女子学生 5 人を含む 27 人の学生を逮捕した。学生は、政府が大学の建物の一部の売却を計画しているという報告を受けて 4 月 11 日に抗議を開始し、2016 年 4 月 16 日、27 人の学生が起訴されることなく釈放された。」

7.7.6 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。

「政府は文化機関や学術機関における学問の自由を制限した。政府はカリキュラムを決定し、運営管理を担当する副総長を任命した。学生活動家の逮捕、一部の学生イベントの許可の取り消しや拒否を続けた。若い活動家の報告によると、一部の大学は反政府集会への学生の参加を留まらせ、NCP の学生に対して好意的な扱いをしたということである。治安部隊は、大学での又は大学生が関与する一般に平和的な抗議に対して催涙ガスその他の強力な戦術を用いた。治安警察（Public Order Police）は集会と文化的イベントの監視を続け、大人の女性や少

女をしばしば威迫した。女性たちは「下品な」服装や行為を理由に警察に逮捕されることを恐れた」

「4月の全国的に大学キャンパスで不安が広がったのに続き、多くの大学が大学構内での学生の活動（政治、文化、社会）を無期限に停止し、イベントを開催するための承認を要求した。」

7.8 ダルフールの学生の扱い

7.8.1 非アラブのダルフルの住民の扱いについての一般情報は、『[国別政策・情報、ダルフルの非アラブ系住民 \(country policy and information note, Non Arab Darfuris\)](#)』を参照。

7.8.2 2015年と2016年のスーダン内外でのダルフルの学生その他とのインタビューに基づくアムネスティの報告には次のように記されている。

「高等教育省によると、現在スーダンには31の公立総合大学、11の私立総合大学、54の私立単科大学、15の専門学校がある。ダルフル地域のこうした高等教育機関の学生は推定2万6千人で、総数約36万人の高等教育の学生の7%を占めている。ダルフル学生協会（Darfur Students Association）によると、2016年にハルツームの大学には1万8,000人の学生が入学した。」

7.8.3 同報告には次の記載もある。

「2003年にダルフルで紛争が始まって以来、警察と治安情報機関はダルフル出身の1万人以上の学生を恣意的に逮捕し拘禁してきた。2015年だけで、警察と治安情報機関はダルフル出身の200人以上の学生を恣意的に逮捕し拘禁した。同じ期間に、アムネスティ・インターナショナルは、スーダン全域のさまざまな大学で、ダルフル出身の13人以上の学生が、おそらくは警察官、国家情報治安局（NISS）係官、与党側の学生に殺された模様だと記録している。」

「こうした暴行のほとんどはスーダンの治安部隊によるものであり、治安部隊はダルフルの学生の集会を阻止するために繰り返し過剰な実力行使を行い、学生たちの表現、結社及び平和的集会の権利を侵害した。学生の抗議行動に対する治安当局者の取り締まりは偏ったもので、ダルフルの学生だけを逮捕の対象にしていたようである。一方、与党側の学生は責任を追及されなかった。また、与党傘下の学生は、殴打や脅しなどによりダルフルの学生や大学教授たちを虐待した。」

7.8.4 アムネスティは、ダルフルの学生に対する差別と暴力には次の2つの主な理由があることを明らかにした。

「...ダルフルの大学生に及ぶ暴力を引き起こしている主な原因は、学費免除が実施されていない、又は部分的にしか実施されていないことである。スーダンのほぼすべての大学で、[2011年ダルフル和平のためのドーハ文書（Doha Document for Peace in Darfur, (DDPD)) と2006年ダルフル和平合意

（Darfur Peace Agreement, DPA）などの様々な和平合意締結後に導入された]ダルフルの学生による授業料負担を巡って学生と大学運営組織との間で毎年争いが起きている。この争いの結果、授業料未払いを理由に学生が大学を退学になったり、試験を受けるのを禁止されたりした。また、ダルフルの学生は、停学や卒業証書の授与の拒否にあたりもした。授業料に関する大学の方針に平和的に

抗議しているダルフルの学生が、NISS、警察、与党側の学生により力づくで解散させられた。国の治安当局者は、過剰で非合法な力により抗議者を追い払ったため、抗議者の中に負傷者と死者が出た。また、逮捕され、拘束中に虐待と拷問を受けた者もいる。」

「ダルフルの学生に打撃を与えている暴力を引き起こしている二つ目の原因は、ダルフルの学生のダルフル紛争に関連した政治的活動である。大学での公開討論を通してダルフル紛争について議論しようという学生の試みは、与党側学生の暴力により阻止された。その上、この公開討論に参加したダルフルの学生が逮捕され、拘束中に虐待と拷問を受けた。」

- 7.8.5 スーダン内外からの報告をオランダから発信している「ダルフル住民によるダルフル住民のためのラジオ局」ラジオ・ダバンガ (Radio Dabanga) の 2015 年 9 月のレポートによると、オールドゥルマン大学のダルフル学生協会の 8 人のメンバーが、与党 (NCP) 青年団所属の学生を後方支援して治安部隊が実弾を発射した際に重傷を負った。同じレポートによると、2015 年 10 月、オムドゥルマンの聖コーラン大学 (Holy Koren University) の 55 人のダルフルの学生が、治安部隊のキャンパス襲撃の際に拘束され、負傷し、行方不明になったりした。この学生たちは、ダルフルの新入生には授業料と受験料を免除しないという大学の決定に対して抗議し、キャンパス内で座り込みを実施していた。

- 7.8.6 アムネスティ・インターナショナルの 2015 年の出来事に関する報告には次のように記されている。

「北ダルフルのエルフアーシル (Al Fasher) 大学で、4 月 14 日学生が大統領選挙のボイコットと政権交代を呼びかけて平和的な抗議行動を組織した。警察と NISS は 20 人の学生を逮捕し、「犯罪やテロの組織」の設立、暴動、公的不法妨害など、刑法上の様々な犯罪で起訴した。逮捕された学生は拘禁中に拷問その他の虐待を受け、全員が裁判の前に釈放された。」

- 7.8.7 同じ報告に次のように記されている。

「[2015 年]6 月、アムネスティ・インターナショナルは、当時国家当局により拘束されていた大学生、政治活動家、市民社会活動家など、171 人の被拘禁者の釈放を求めた。この人権団体は、大学キャンパスでダルフルの学生と NCP グループの間の緊張と暴力が続いた数週間の後はこの国中で拘禁された 221 人ほどのダルフルの学生について懸念を表明した。アムネスティ・インターナショナルの記者発表時点で、157 人のダルフルの学生が様々な罪で起訴された後に保釈されていた。同じ事件で起訴された NCP 側の学生は、いたとしても少数である。」

- 7.8.8 2016 年 2 月、ラジオ・タバンガは次のように報じた。

「...北ハルツームの刑事裁判所は、ダルフルの 2 人の学生に対し、暴力罪と公序良俗に違反した罪で有罪判決を下した。他の 9 人は無罪となった。ダルフル学生協会の会長によると、学生は肌の色のために拘束された...。この El Zaeem El Azhari 大学の 11 人のダルフルの学生は、北ハルツームで起きたダルフルの学生に対する与党国民会議党の武装した若者と治安部隊の攻撃の後、水曜に治安当局者に拘束された。」

- 7.8.9 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2016 年版の報告の中で次のように述べている。
「4 月、大学キャンパスでの抗議に対する激しい弾圧の中で、治安当局者はハル

ツームで数十人の学生と活動家を拘禁した。起訴されずに 2 か月以上拘禁された者もいた。」

7.8.10 ラジオ・ダバンガは 2016 年 5 月に次のように報じている。

「...ハルツームでは夜伽が行われ...、過去 1 か月にわたる広範な学生の抗議により拘禁又は放校になった学生の家族、友人、同僚、講師が出席した。あるダフルの学生活動家がラジオ・ダバンガに語ったところによると、9 人のダフルの学生が拘禁され、親戚の面会が拒否された....。この活動家は、拘禁されている者は身体的・心理的拷問、人種差別、虐待を受ける可能性があるとの懸念を表明し、ダフルの学生が人種差別を受けた先例を指摘した...。ハルツームの様々な地区でダフルの学生が借りていた家を標的にした治安情報機関を非難した。」

7.8.11 さまざまな情報筋とのインタビューに基づく UK-DIS FFM の報告には次のように記されている。

「いくつかの情報筋が、NISS はハルツームで人を監視し、ダフルと 2 地区のコミュニティ内などに情報提供者のネットワークを持っていることに言及している。例えば、DBA（ハルツーム）によるとダフルの学生の中に NISS への情報提供者がいて、デモで活躍していたのはだれかについて NISS に情報を提供していた。ある情報筋は、NISS が、電話監視やオンラインソーシャルメディアの監視などの電子監視を用いていることに言及していた。」

「いくつかの情報筋は、ダフルと 2 地区の学生活動家が標的にされるリスクにさらされているとしている。さまざまな情報筋が、NISS と関係する民兵による裁判によらない殺害、拘禁中の虐待、嫌がらせと脅迫があったという例を示している。学生が標的になる主な理由の一つは、非常に活発な政治活動をし、政府に対する批判の表明に熱心なことである。このような傾向は近年よりさらに一般的になってきている。」

7.8.12 ヒューマン・ライツ・ウォッチの女性活動家の扱いに関する報告には次のように記されている。

「...治安部隊はハルツームの大学寮からの追放に抗議するダフルの学生に性暴力を行使した。2014 年 10 月、ハルツーム大学 Zahra（ザフラ）女性寮から 70 人ほどのダフルの女性が追放された後、国家治安当局者が少なくとも 1 人の女性学生をレイプしたと言われている。当時収集された複数の目撃証言によると、警察と治安部隊が部屋に入り、女性を殴り倒し、暴行し性的暴行をすると脅した。ある女性団体は、治安部隊は一部の学生の服を脱がせ、写真を撮り、写真を悪用すると脅したと報告している。」

7.8.13 スーダン内外からの報告をオランダから発信している「ダフル住民によるダフル住民のためのラジオ局」ラジオ・ダバンガの 2016 年 6 月のレポートは次のように報じている。

「水曜日、スーダンの首都ハルツームでは、ダフル大学の学生協会が主催した平和的行進で少なくとも 2 人の学生が拘束された。治安部隊は、警棒と言葉の暴力で、政治と市民団体の指導者による第二の行進を解散させた....。学生の指導者は、国家情報治安局（NISS）員が行進を妨げ、何人もの学生を逮捕したと語った....。同じく水曜に、NISS は政治と市民団体の指導者に警棒と言葉の暴力で対

抗し、指導者らが覚書を手渡す計画であった司法省の建物に到達するのを阻止した。」

「ハルツーム大学卒業生のための準備委員会、ハルツーム大学学生連携機関、被拘禁者と被拘禁者家族との連帯委員会を含む活動家の一団が、活動家、大学生、市民社会に対する虐待の停止を要求する覚書を司法省に送った。NISSはこの一団の一部を短期間拘禁した。」

7.8.14 国連の独立専門家の 2016 年 7 月の報告には次のように記されている。。

「2015 年 10 月 26 日、ハルツームで平和的な座り込みに参加した 9 人のダルフールの学生が警察に逮捕され、暴動に加わり、公安と公衆の迷惑になったとして告発され、3 日間の拘禁の後保釈された。2015 年 11 月 14 日、4 人のダルフールの学生を含むオムドゥルマンの聖クルアーン (Holy Quran) 大学の 8 人の学生が[2016 年]10 月 25 日と 26 日に同大学での平和的な座り込みに参加したという理由で逮捕された。この学生たちは、ダルフールの新入生には授業料と受験料を免除しないという大学の決定に対して抗議していた。警察と治安当局者が催涙ガスと警棒で座り込みを解散させ、抗議者の一部が負傷した。」

7.8.15 アムネスティは次のように報告している。

「2014 年から 2016 年にかけて、70 人以上のダルフール出身の学生が 3 大学から退学処分を受けた。北ハムツームのバフリ (Bahri) 大学は、2014 年 12 月に、学費免除を要求する抗議を理由に 33 人の学生を退学処分にした。2015 年 12 月、ハルツーム、オムドゥルマンの聖クルアーン・イスラム科学 (Holy Quran and Islamic Sciences) 大学は、同じく学費免除を要求する抗議を理由に 4 人の学生を退学処分にした。中部ダルフール州のザリンゲイ (Zalingei) 大学は、2015 年 11 月から 2016 年 3 月にかけて、政治的活動を理由に 33 人を退学処分にした。」

「ダルフールの学生は停学や卒業証書の授与拒否にもあっている。大学の方針に抗議しているダルフールの学生は、NISS、警察、与党側の学生から暴力的に解散させられ、多くの場合、逮捕され、虐待と拷問を受ける。」

7.8.16 同じ報告は、次のように述べている。

「暴力を引き起こしているもう一つの原因は、ダルフールの学生のダルフール紛争に関連した政治的活動である。大学での公開討論を通してダルフール紛争について議論しようという学生の試みは、通常与党側学生の暴力により阻止されている。政府高官もダルフールの学生の政治活動に対して扇動的な公式声明を出している。こうした公開討論に参加している多くの学生も逮捕され、拘束中に虐待と拷問を受けている。」

「...逮捕された者の多くは大学を退学になった。そのまま中退した者もいた。2015 年 5 月、2 人の学生が国連 (UN) の女性に対する暴力特別報告者と Rashida Manjoo (ラシダ・マンジョー) 会ったという理由で逮捕された。2015 年 11 月、オムドゥルマンの聖クルアーン・イスラム科学大学で授業料免除方針の実施を要求したという理由で 8 人の学生が逮捕された。2016 年 1 月、西ダルフール州のジュナイナ (El Geneina) 大学で二十数人の学生が表現の自由の権利を行使したかどで対処された。この事件で 1 人の学生が殺された。」

7.8.17 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。「政府当局は、本年ダルフール学生協会のメンバーを拘禁した。釈放されたとき、多数の学生からひどい身体的虐待があったことが見て取れた。政府軍は、抗議中のダルフールの学生の群

れを解散させるために警棒を使用したということである。学生活動家の家族に対する暴力が数多く報告されている。」同じ報告によると、政府は、この年大学のキャンパスにいる多数のダルフルの学生と政敵を恣意的に拘束したり標的にしたりした。こうした人々はしばしば拷問を受けた....。」

7.8.18 アムネスティは 2017 年 7 月に次のように報告している。

「スーダン政府当局は大学で続いているダルフル学生の差別に終止符を打たねばならない。」白ナイル州の Bakht al-Rida 大学の 1,000 人を超える学生が、2 人の警官を殺害したとして起訴された。10 人の仲間の釈放を要求して首都ハルツームに集結した今日、アムネスティ・インターナショナルはこのように語った。」

「学生たちは、政府への要求を並べた声明の提出を国家情報治安局（NISS）から阻止され、今首都ハルツームの南端で包囲されている。彼らはまた、大学を退学になった他の 14 人の仲間の再入学も望んでいる...。2 人の警官は、[2017 年]5 月 9 日、論争的的になっている組合の選挙を巡って与党派と反対派の学生が激しく衝突した際に殺害された。この日 70 人の学生が逮捕された。全員ダルフル出身であった。この警官の死亡の捜査はまだ続いている。」

7.8.19 アムネスティの 2017 年 1 月のレポートで、2017 年 5 月に再度発表された『‘Uninvestigated, Unpunished’: Human Rights Violations against Darfuri Students in Sudan（「未調査、処罰なし」：スーダンにおけるダルフルの学生に対する人権侵害）』は、2014 年から 2016 年までのダルフルの学生に対する幾つもの暴力事件と差別事件を記録している。

7.9 市民社会に対する扱い

7.9.1 2016 年 4 月の DFAT の報告には次のように記されている。

「政府は市民社会の活動を厳格に管理し続けている。NGO は、政府の人道援助委員会（Government’s Humanitarian Aid Commission, HAC）に登録する必要がある。HAC とより広範に政府は、市民社会（UNAMID を含む）の活動を制限するために官僚的な手続き上の障害を利用している。こうした障害には、人道危機評価の許可の制限又は拒否、技術協定の承認の拒否、運用手順の変更、ビザや渡航許可の交付の遅延、旅行の制限が含まれる。米国国務省の 2015 年人権報告にも、HAC は、NGO が五人政府選定パネルを利用しない限り、ダルフルでのスタッフの面接又は選出を NGO に禁じていると記されている。政府に抵抗又は政府を批判しているとみなされた国際機関や地方機関は、それ以上に活動能力を制限されている。例えば、ノルウェーの出版物に政府について批判的な発言をしたという元国連常駐調整官（UN Resident Coordinator）は追放された。」

「政府は官僚的な手続き上の障害の利用に加え、特定の市民社会団体と関係がある個人を監視し、脅し、起訴している。市民社会団体連合会長（President of the Confederation of Civil Society Organisations）Amin Mekki Medani は、スーダンコール署名後の 2014 年 12 月、政治的つながりのある他人々と共に逮捕された....。」

「政府の権限を脅かすと認識された組織は特に危険にさらされている。例えば、民主的改革を主張する市民社会開発センター（Centre for Civil Society

Development) は理由なく襲撃され、当局はこのセンターの会合の開催を阻止してきた。」

「全体として、DFAT は、政府を積極的に批判する市民社会団体や人権、人道援助の提供、政治的活動などの問題に取り組んでいる市民社会団体と緊密なつながりのある者は、当局から目を付けられやすいと評価している。これは嫌がらせや脅迫という形をとることが多く、拘禁や暴力にエスカレートすることがある。」

- 7.9.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチの女性活動家の扱いに関する報告には次のように記されている。「政府の治安部隊、特に NISS は、何の咎めもない女性活動家をレイプし、性的虐待を加えた....。ダルフル出身の率直にものを言う活動家も標的になってきた。2011 年のある例では、北ダルフルの著名なコミュニティ活動家 Hawa Abdallah 「Jango」 は 2 か月以上拘禁され、拷問と性的嫌がらせを受けた。」

- 7.9.3 フリーダムハウスは 2016 年 1 月に次のように報告している。

「NGO の運営環境は厳しい。NGO はすべて政府の人道支援委員会 (HAC) に登録しなければならない。HAC は、特にダンフル州、南コルドファン州、青ナイル州で、定期的に NGO の運営と NGO の職員の移動に制限や禁止を課している。1 月に当局は、説明なくオムドゥルマンの文化センターとスーダン作家連合 (Sudanese Writer's Union) の閉鎖を命じた。3 月、NISS は、ハルツームに拠点を置く NGO、TRACKS の訓練セッションを襲撃し、その後参加者 1 人を逮捕し、国家反逆罪で起訴した。」

- 7.9.4 国連の独立専門家の 2016 年 7 月の報告には次のように記されている。。

「報告期間中[2015 年 10 月から 2016 年 6 月]、政府は市民社会団体の活動の弾圧を続けた。」

「2016 年 2 月 29 日、国家情報治安局は市民社会団体であるハルツーム訓練人間開発センター (Khartoum Centre for Training and Human Development, TRACKS) の手入れをし、携帯電話 5 台、ラップトップコンピューター 5 台と共に、出版物、フリップチャート、その他のオフィス文書を押収した。この襲撃に続き、センターのメンバーであった人権擁護者のパスポートが押収された。」

「2016 年 3 月 3 日から 13 日にかけて、センターと関係のあった人権擁護者と活動家がハルツームの国家情報治安局の事務所に召喚され、尋問された。召喚された全員がこの期間の活動と 2012 年に政府によって強制的に閉鎖された Al-Khatim Adlan 啓発人間開発センター (Al-Khatim Adlan Centre for Enlightenment and Human Development) との関係について質問を受けた。手入れに続き、所長と他の人権擁護者 1 人が召喚され、刑事犯罪で起訴された。」

「さらに、2016 年 3 月、スーダン市民社会の代表が、ジュネーブに向かう途中ハルツーム国際空港で治安要員に取り押さえられた。ジュネーブではスーダンの普遍的・定期的レビューのセッション前会議に出席することになっていた。手荷物検査と入国管理カウンターでのパスポート提示の後、通過を阻止され、渡航禁止になっていると知らされた。パスポートは押収され、詳しい情報を求めるために国家情報治安局本部の情報・調査部に報告するように告げられた。そのためジュネーブに行き、レビューのセッション前会議に参加できなくなった。」

「独立専門家は、当局が人権擁護者にパスポートを返却する決定をしたことを歓迎したが、Elshowaya 氏と Shaddad 氏に対する渡航禁止は、普遍的・定期的レビューを含む、国連、国連代表及び人権分野のメカニズムへの協力に対する報復だという主張に懸念を示した。」

「独立専門家は、サーレハ氏と Yousif 氏に対する渡航禁止に懸念も表明した。この渡航禁止は、人権活動に対する報復であり、意見と表現の自由という正当な権利の剥奪を目的としたもののようであった。」

「国民対話が行われているにもかかわらず、国連の独立専門家は、スーダンの人権の促進・保護のための政府と市民社会の意義のある対話が欠如していると指摘した。独立専門家は、人権擁護者の仕事は不可欠であり、普遍的・定期的レビューへの関与を含むその職務を理由とする脅しや嫌がらせには重大な懸念があると強調し、政府は、人権擁護者が開かれた安全で安心できる環境で活動を実施できるようにする必要があることを力説した。」

- 7.9.5 FCO の 2016 年 6 月から 12 月までの出来事に関する最新版には、次のように記されている。「スーダンの市民社会を取り巻く環境は相変わらず課題が多い。TRACK の訓練人間開発センター（Centre for Training and Human Development）の 3 人は、[2016 年]6 月に逮捕された後、まだ拘禁されている。」世界人権運動（Worldwide Movement for Human Rights）は、3 人はその後裁判にかけられ、1 年の禁固と罰金を言い渡されたが、2017 年 3 月に裁判の審理後釈放されたと報告している。

「この 3 人の男性は当初 2 つの刑事事件で TRACKS に所属する他の 7 人の活動家と共に起訴された。2016 年の裁判では、Mukhtar（ムクタル）氏、Hamdan（ハムダン）氏、Adam（アダム）氏以外に TRACKS 所属の他の 3 人の人権擁護者が被告になっていた。この 3 人は裁判の間終始拘禁されることはなかった。最終的に 2017 年 1 月、この 3 人に対する起訴は取り下げられた ...。」

- 7.9.6 USSD の報告には次のように記されている。

「...政府は、幾度か、市民社会団体を閉鎖し、あるいは登録を拒否した。政府と治安部隊は、NGO が外国から資金を受け、公的活動を登録する能力を厳重に規制する措置を含め、NGO 法の規定の執行を恣意的に継続した。」

「スーダン市民社会連合（Sudanese Confederation of Civil Society）によると、年間を通じて、当局は 40 を超える登録団体の登録を却下した、又は承認せず、団体の活動の調査を開始した。」

「政府の「スーダン化」政策の下、多くの団体が、州レベルで政府側集団にプログラムを実施させることを拒否すれば、行政事務手続き上の困難に直面すると報告している。例えば、青ナイル州では、HAC 当局がある人道機関に対し、州政府が選定した地方組織である CORD との協力に同意するまで数か月食品安全プログラムの実施を禁止した。」

「団体は総会開催許可の取得が遅れたと報告している。総会が開催されない場合、政府は一部の団体に選挙の実施や欠員の補充をできないようにした。政府が承認を遅らせて団体の業務を混乱させたり、政府の規制を遵守できないようにしたりしたと考えている市民社会活動家もいる。」

- 7.9.7 アムネスティは、「著名な人権擁護家の Mudawi Ibrahim Adam（ムダウィ・イブラヒム・アダム）博士とその同僚であるハフィズ・イドリス・エルドマ

(Hafiz Idris Eldoma)」の逮捕と拘禁について報告し、政府に次のように呼びかけた。

「... [2017 年 6 月 14 日]の首都ハルツームで裁判が始まる今日、この国で反対意見に対する誤った攻撃を止めるべきだ..。」

「Mudawi (ムダウィ) 博士と Hafiz (ハフィズ) は 6 つの厄介な罪状を抱えている。これには、憲法制度を崩壊させることと国家との戦争を行うこと」が含まれているが、いずれも死刑か終身刑である...。ハルツーム大学の工学の教授である Mudawi 博士は、2016 年 12 月 7 日に情報部に逮捕された。博士はスーダン社会開発組織 (SUDO) の設立者であり元理事を務め、幾つかの人権賞を受賞している。」

7.10 ジャーナリストとメディア従事者の扱い

7.10.1 国境なき記者団 (RSF) は 2016 年の報道の自由度ランキングでスーダンを 18 カ国中 174 位とランク付けしている。RSF のウェブサイトは、報道の自由に関する定期刊行物を発行し、逮捕されて殺されたメディア従事者の人数を記録している。

7.10.2 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。

「政府は全国報道出版評議会 (National Council for Press and Publications, NCPP) を通してメディアを支配した。NCPP はジャーナリストの職業試験を義務付け、編集者の選定を監督した。NCPP には、ジャーナリストを一時的又は無期限に禁止する権限があった。11 月に NCPP はスーダンには 4,000 人の登録ジャーナリストがいると見積もっていた。2015 年の 7,000 人から大幅に減少している。評議会によると、現在ジャーナリストの登録は主にスーダン・ジャーナリスト連盟 (Sudanese Journalists Union) が取り扱い、連盟にはさらに多くのジャーナリストが所属団体と共にファイルされている可能性がある。スーダンで登録されている 4,000 人のジャーナリストのうち、約 600 人が積極的に雇用されていた。」

7.10.3 2016 年 4 月の DFAT の報告には次のように記されている。

「...政府は編集者の選定を監督し、ジャーナリストの強制職業試験を実施する全国報道出版評議会を通してメディアをコントロールしようとしてきた。腐敗、NISS その他の治安関連当局の活動、紛争地域での政府の活動に関する情報を含む特定の問題についてのレポートは、処罰を受ける可能性がある。」

「政府は、慎重に取り扱うべき問題と思われる問題に関して報告する広範な検閲を実施し、公共倫理に反すると思われるサイトへのアクセスのブロックを含むインターネットの検閲を実施している。当局は、2015 年 1 月と 6 月の 47 件を含め、年間を通じて出版物を押収した。DFAT の関係筋によると、政府は反政府と思われる出版物を廃刊にし、広告収入を受けられないようにして、独立局の運営の制限を続けている。」

「国境なき記者団は、2015 年 9 月に一人のジャーナリストが逮捕され、一部の政治家の利害の衝突の可能性について尋問を受けたと報告している。このジャーナリストには「受付拘束法 (Reception Detention Method) が適用された。当局が毎日日本人を召喚して尋問し、受付で 12 時間以上待つことを要求するというものである。2015 年 12 月、2 つの新聞の編集者が、政府に批判的な電力削減に関す

る記事を公表した後逮捕され、ジャーナリストとしての地位を濫用し、偽のニュースを公表し、憲法制度を損なった罪で起訴された。二人ともその後保釈されたが、NISS は一方の新聞の免許を停止し、もう一方の新聞の編集者は辞任した。」

「ジャーナリストが暴力にさらされている例もあるが、加害者の身元が不明な場合がある。2014 年 7 月、武装した襲撃者が Al-Tayyar (アルタイヤー) 紙の編集長を攻撃し、同紙の本部を略奪した。編集長は意識を失い、入院しなければならなかった。政府はこの事件の原因となったと報告された人物を起訴しようとしたが、この試みは批判を受けた。」

「全体として、DFAT は、政府はメディアに対して実質的支配を維持し、広範な自己検閲をもたらしたと評価している。政府を批判する者やメディアを通じて政府の権威を脅かすとみなされた者、当局の目に留まる可能性が高い。実際には、個人は、政府の評価を落とすとみなされた資料の公開を阻止しようとする当局によって逮捕、嫌がらせ、脅迫を受ける可能性が高い。DFAT の関係筋によると、まれに、個人が暴力にさらされる可能性がある。ただし、関係筋は、当局のせいであつたことが公然と起きている事例を指摘することはできなかった。」

7.10.4 国境なき記者団は 2016 年 8 月の記事で次のように述べている。

「[...]当局、とりわけ国家情報治安局 (NISS) は、国家安全保障局 (NISS) がスーダンでメディアをしつこく追い回す姿には愕然とする。国メディアの支局の閉鎖、新聞の押収又はジャーナリストの逮捕のない週は 1 週もなかった。この迫害は、メディアが業務を継続する能力に深刻かつ永続的な影響を及ぼしている...。新聞の押収は既に NISS の専売特許であり、今年に入ってから RSF は 27 件を記録している。しかし、この形の検閲は、8 月 15 日に NISS が El Mijhar El Siyasi、El Ahram El Youm、El Sayha の 3 紙の最新号を押収し (現在アスババで実施されているダルフル和平協議を報道しているため)、新たなレベルに達した。」

「同日、メディアの問題に関する NISS サイドの全国報道出版評議会、は、採択前に厳しすぎる点を RSF から非難されていた 2009 年報道出版法 (2009 Press and Publications) に基づき 4 紙—Elaph、Al-Mustaquilla、Al-Watan、Awal Al—の停止を発表した。...。ジャーナリストは、絶え間なく NISS や全国報道出版評議会から尋問のため召喚された。スポーツの報道さえ問題になる可能性がある。」

7.10.5 アムネスティの 2016 年の出来事に関する報告には次のように記されている。

「表現の自由に対する恣意的制限が続いた。当局は定期的に印刷した新聞を押収した。2016 年には、12 紙が合わせて 44 回押収された。数十人のジャーナリストがハルツームの NISS のメディア局と報道出版起訴局に逮捕され、尋問を受けた。」

4 月、NISS は日刊新聞 Akhir Lahzah、Al Sihaa、Al-Tagheer を理由なしに押収した。5 月には Alwan、Al-Mustagilla、Al-Jareeda の各紙を印刷所から押収した。10 月には、Al Sihaa と Al-Jareeda の両紙が押収された。

「8 月 14 日、全国報道出版評議会は、Elaf、Al-Mustagilla、Al Watan、Awal Al Nahar の 4 紙の発行を無期限停止にした。評議会は、報道出版法の規定違反を続けたために発行停止にしたと語った。」

7.10.6 国連の独立専門家の 2016 年 7 月の国連人権理事会への報告には次のように記されている。

「2015 年 10 月以来、スーダンでの新聞の検閲と一時的閉鎖を含め、報道とメディアの自由が幾度か制限された。これに関し、2015 年 10 月 12 日、Al-Siyasi 紙のジャーナリスト、Manal AbdulAllah は、イラクとスーダンのレバント

(Levant) でのイスラム国の存在の可能性についての記事に関連して公安官から召喚されて尋問を受けた。Al-Tayar 紙と Al-Sayha 紙は、2015 年 12 月 13 日に治安当局者に押収された後、2015 年 12 月 14 日に閉鎖された。」

「2016 年 3 月 1 日、労働組合がかかわる汚職に関する記事が出た後、国家情報治安局は、Al-Ray Al-Aam 紙のジャーナリスト Rokaya al-Zaki を召喚して尋問した。2016 年 5 月の第 2 週、国家情報治安局は、理由はわからないが独立した日刊紙 Al-Gareeda を押収した。2016 年 5 月 9 日、10 日、12 日及び 13 日、治安当局が印刷された新聞を押収した。さらに、警察や治安当局から尋問され、嫌がらせを受けたとジャーナリストは報じた」...。[独立輸出]は、Al-Tayar 紙に活動の再開を認めた 2016 年 5 月 1 日の憲法裁判所の判決を歓迎している...。」

- 7.10.7 FCO の 2016 年 6 月から 12 月までの出来事に関する最新版には、次のように記されている。

「報告期間中に報道の自由に対する制限は厳しくなった。この 6 か月間に、メディア支局の活動停止と新聞印刷版の押収は 55 件あった (2016 年前半には 20 件であった)。こうした制限は、市民的不服従が 2 度組織化されて行われた年末に向かってピークに達した。Aljareeda 紙と Altayaar 紙を含み、幾つかの支局が幾度か活動停止になった。また、何人ものジャーナリストが拘禁された。」

- 7.10.8 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。

「暫定憲法」は報道の自由を定めているが、当局は新聞に対し慎重な扱いを要するとみなした問題に関して報じることを禁じた。2015 年 12 月、バシール大統領は、与党 NCP の議員総会の演説で「メディア制御」に関する政府の無能を非難した。大統領は直接「決定的な措置」をとると警告した。こうした措置には、定期的かつ直接的な事前検閲、出版物の押収、訴訟手続き、国の広告の拒否が含まれていた。とりわけ押収は、発行部数が少ないために既に財政的逼迫していた新聞に財政的損害を与えた。」

- 7.10.9 同報告には次のようにも記されている。「1 年間で 16 人以上のジャーナリストが逮捕され、9 人が政府から訴訟を起こされ、少なくとも 14 人が NISS から召喚され、7 人以上が活動停止になった。1 年間に NISS は 41 人以上の野党党員を拘禁した。出席者が政治について話し合った会議やシンポジウムの後に拘禁される場合もあった。」

- 7.10.10 さらに、次のように記されている。

「政府は、政府との緊密度に応じた許可の諾否や政府による広告の提供や引上げを通してラジオとテレビの報道に影響を及ぼした...。」

「本年度、政府当局は一時的に執筆を禁じられていたジャーナリストの制限を解除した。2015 年 12 月現在、7 人のジャーナリストが依然として執筆を禁じられていた。その中には、alJarida 紙の 4 人のジャーナリストが含まれていた。11 月現在、NISS は少なくとも 16 人のジャーナリストに記事の発行を禁じ、あるいは新聞の発行を停止した...。NISS を含む政府は、ジャーナリストと政府に対する批判を口にする人々の逮捕、嫌がらせ、脅迫、虐待を続けた。NISS はジャーナ

リストに対し、出身部族、所属政党、家族の詳細などの個人情報の提供を要求した。」

7.10.11 また、次のようにも記されている。

「政府はあらゆる形態のメディアの発表前と放送前の直接検閲を続けた。政府が外国投資家にハルツーム大学を売却した模様というレポートが引き金となった学生による 4 月の抗議の影響で、政府は 5 月に押収を増やした。抗議中に 2 人の学生が殺され、多くが負傷し、逮捕された。印刷物の押収は、資料の検閲、将来的な自己検閲の奨励、最終的に新聞の発行停止につながりかねない多大な財政損失を発行者に負わせるという点で有効な、NISS が最も頻繁に用いる検閲方法である。」

「政府は[2016 年]3 月から 11 月にかけて、12 紙以上の新聞を少なくとも 49 回押収した。そのほとんどは、4 月の大規模な学生の抗議後の 5 月と、政府の緊急措置に対する全国的な市民的不服従のストライキと抗議の後の 11 月であった。例えば、[2016 年]11 月 25 日から 12 月 2 日までの 1 週間に、NISS は 9 紙を 16 回押収した。」

「報道出版法は、国家安全保障と公共秩序のために報道の制限を認めている。同法では、民族的・宗教的騒乱の助長と暴力の扇動を禁じる大まかな規定が盛り込まれている。この法規定により、編集長は新聞に掲載されているすべての内容に刑事責任を負っている。報道の告発には、通常は刑法、国家安全保障法、緊急法が援用された。」

「NISS は、政府と治安情報機関に批判的な話題に関してジャーナリストに対する訴訟の提起を開始し、これを続けた。」

7.10.12 電気通信とインターネットの利用に関して、USSD は次のように述べている。

「政府は、全国電気通信機関（National Telecommunications Corporation）を通して通信会社の免許を規制していた。この機関は、ポルノの配信など公衆道徳に反すると判断した一部のウェブサイトと大半のプロキシサーバーをブロックした。情報ウェブサイトへのアクセスにはほとんど制限はなかったが、当局は YouTube と「批判的な」メディアサイトへのアクセスをブロックした。国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、2015 年には個人の 27% がインターネットを利用していた。2014 年より 25% 増加している。」

8. 英国における「後発的」活動

8.1.1 Landinfo の 2013 年 11 月 11 日付報告には「世界には数多くの亡命スーダン人コミュニティがある」と記されているが、最大のディアスポラコミュニティはアラビア諸国にあり、主に移民労働者で構成されている」と記され、続いて、「エジプトやサウジアラビアなどの近隣諸国のスーダン人の集団は大きい、他の湾岸諸国とリビアもアラブ世界で重要な移民先となっている」と述べている。ウェイジングピース（Waging Peace）も 2014 年 9 月の報告で、ウガンダ、ケニア、エジプトにはスーダン難民と亡命中の政治的敵対勢力が多いと述べている。

8.1.2 Landinfo の同じ 2013 年の報告は、次のようにも記している。「アラブ世界以外では、旧宗主国である英国にかなりの規模のスーダン移民コミュニティがある。しかし、ヨーロッパ諸国以上に仕事や高等教育目的の移民に開かれているカナダ、

オーストラリア、南アフリカなどの国々には、比較的大きなスーダン人コミュニティがある。」

9. スーダン人のディアスポラ団体

9.1 スーダン人ディアスポラ団体

9.1.1 2006年7月のIOM（国際移住機関）の報告には次のように記されている。「英国のスーダン人コミュニティ団体は幾つかのモデルにあてはめることができる。モデルには次のものが含まれる。

- 政治団体：主にウンマ党民主統一党、スーダン共産党などのスーダンの全国レベルの政党の支部である。また、スーダン人民解放運動（SPLM）、国民民主連盟（NDA）などの統括団体も含まれている。
- 労働組合：ほとんどが、スーダン女性労働組合（Sudanese Women's Union）やスーダン医師労働組合（Sudanese Doctors' Union）などの旧全国組織の国外の支部である。
- 非政治組織：非政府組織も主に全国組織である。非政府組織の中にはスーダンで禁止され、英国に避難したもの（スーダン人権団体（Sudan Human Rights）など）もあれば、亡命先で創設されたものもある（スーダン拷問防止機構（the Sudan Organisation Against Torture））。
- 難民組織は、英国にいるスーダンの庇護希望者によって組織されることが多い。英国中のスーダン人庇護希望者全員を総括する単一の機関は存在せず、庇護希望者自身が居住地とつながりのあるより小規模な団体を組織している（スーダン人イングランド中部地方難民コミュニティ（Sudanese Midlands Refugee Community）など）。
- 社会組織は、ほぼ社会的機能のみを持つコミュニティ組織である。英国内の一地域（リーズのスーダン人コミュニティなど）やメンバーのスーダン国内の出身地（ヌビア地方スーダン人組織（the Organisation of Nubian Sudanese）など）を示す地域単位で組織されていることが多い。後者のパターンでは民族ごとになる傾向がある。ジェンダーがベースになっている社会（及び政治）スーダン人コミュニティ組織もある。
- 上記の複数のパターンのハイブリッド組織もある（ロンドンスーダンのヌビア人組織（Organisation of Sudanese Nubians in London）、エクアトリアル女性自助協会（Equatoria Women Self Help Society）、スーダン女性労働組合（Sudan Women's Union）など）

9.1.2 IOMの2011年のスーダンに関する移民報告にも、次のように記されている。

「国外のスーダン人は、正式な組織的団体を形成してきた。こうした団体の筆頭は、ほとんどの移住国で結成されているスーダン出身者の社交協会であり、地方レベルでも、社会的・文化的関心を持ち、スーダンとのつながりを維持しようとしている。さらに、90年代初めから、高度なスキルや資格を持つスーダン人国外移住者とその子孫は、相互につながりあい、スーダンでの発展プロセスへの寄与を目指す職業団体と職業ネットワークを構築してきた。こうしたことは、エチオピアやソマリアなど、他の国外東アフリカコミュニティにも共通して見られる。

主に医師、エンジニア、研究者が対象となるこうした団体は、インターネットを主な通信手段とし、年次会合を開催し、スーダンでの開発プロジェクトに直接貢献している。このようなネットワークは、一般に政府や政治団体とは無関係であり、会員や寄付に頼っている」

- 9.1.3 Landinfo は、2013 年の報告で、「...ほとんどのスーダン人が政治に深く関わっている」と述べ、「ノルウェーのものを含めスーダン亡命者のコミュニティでは、教育程度の高いスーダン人の割合がスーダン国内での割合より著しく高い。そのため、スーダン亡命者コミュニティでの政治活動は相応に活発である」と続けている。

- 9.1.4 同報告はさらに次のように述べている。

「ノルウェーのスーダン亡命者コミュニティは比較的小規模であり、最近まで、主に教育程度の高い人々で構成されていた。亡命先での政治活動という点では、おそらく、エジプト、サウジアラビア、英国のスーダン人コミュニティの方が重要な役割を果たしている。ノルウェーのコミュニティよりもはるかに大きいためである。それでも、ヨーロッパの中では、ノルウェーは比較的重要な亡命者コミュニティだと Landinfo は考えている。」

9.2 正義と平等運動

- 9.2.1 正義と平等運動（JEM）は、ダルフルで活動していることが知られているが、英国にもある主なダルフル勢力団体のひとつである。JEM のウェブサイトにはロンドンに事務所があると記載され、ウェイジングピース発行の証明にもこの事務所への言及がある。

10. 監視

10.1 スーダン国内での監視

- 10.1.1 国境なき記者団ウェブサイトの掲載記事は次のように報じている。

「2011 年、アラブ春のただ中で、スーダン与党国民会議党は、ソーシャルメディアを通して外国から政治的抗議が広がるのを恐れ、インターネット監視能力を高めるため、インターネット上の反体制派を「つぶす」ための「オンライン防御オペレーション」を行う「サイバー・ジハディスト・ユニット（Cyber Jihadist Unit）」を設ける決定をした。」

「200 人の当局者が国中に配備され、特にインターネット使用のピークである夜間と週末を中心に、1 日 24 時間体制でシフトを組んで監視に当たった。このユニットは、スーダンのブログスフィアが前例のないブームを経験し、18 か月間でブログ数が 70 から 300 に増加した 2012 年に強化された。」

「治安情報機関は職員を募集し...インターネットコンテンツの監視、オンラインアカウント（電子メール、Facebook、Twitter）のハックキング、サイトのブロックや削除、行動を止めるためのターゲットの身元特定の訓練を受けている。」

「しかし、サイバー・ジハディスト・ユニットは、親組織であるスーダンの抑圧と検閲の主要機関 NISS による保護がなければとるにならない。サイバー・ジハ

ディスト・ユニットは、NISS の活動の準拠法である 2010 年の国家安全保障法のおかげで完全な行動の自由をもって機能している。国家安全保障法は、NISS の職員の刑事責任の免除を強化し、「国家安全保障」を理由に、ジャーナリストの逮捕と出版物の検閲を可能にした。NISS は許可があれば起訴することなく個人を最高 45 日間拘禁することができ、許可は最初の期間が経過すると更新することができる。」

- 10.1.2 フリーダムハウスの 2016 年 5 月までの出来事に関する報告には次のように記されている。「フリーダムハウスは、2016 年 5 月までの「伝統的メディア領域が制限の大きい空間である一事前検閲、新聞の完全押収、一部のタブーなテーマに関する報道に対する NISS の係官の警告を特徴とする一のに対し、インターネットは表現の自由に比較的開かれた空間であり、さまざまなオンラインプラットフォームで政府に対する不満を表す大胆な声が聞かれる。」

- 10.1.3 しかし、この点について同じ報告は次のように述べている。

「政府はサイバー・ジハード・ユニットという組織を通してオンラインでの会話を操作する取り決められた体系的な戦略を採用している。2011 年、アラブ春の後に続いて設けられたこのユニットは、国家情報治安局 (NISS) の監督下にあり、事前策としてブログ、ソーシャルメディア、ウェブサイト、オンラインニュースフォーラムに投稿されたコンテンツの監視に努めている。[...]また、このユニットは、サイバー反体制派に関する情報を確認する取り組みの中でオンラインディスカッションにも潜入し、特に政治的出来事の間、独立したウェブサイトに対する技術的攻撃を組織していると考えられている。」

- 10.1.4 また、次のようにも述べている。「情報通銀技術 (ICT) に対する抑制のない監視はスーダンの市民の中で重大な懸念であり、政府が、政治的に注意が必要な時期にソーシャルメディアプラットフォームでのインターネットによるコミュニケーションを積極的に監視し、オンラインの活動家とジャーナリストを標的にしていることがわかっている。NISS は日常的に高度な監視技術によって可能になった私的な電子メールメッセージの傍受を行っている。」

- 10.1.5 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。「政府は法的手続きを経ずに個人と組織の私的コミュニケーションと動きを監視していた。政府の情報提供者の幅広いネットワークが、学校、大学、市場、職場、近隣地域で監視を実施した。」

10.2 外国での監視

- 10.2.1 テレグラフ紙は 2013 年 1 月 9 日の記事でロンドンで庇護を申請している活動家「Yassir」に言及した。この記事によると、Yassir 氏は 2013 年 1 月スーダン帰国時に拘束された。記事によると、Yassir 氏は「ハルツーム空港の治安要員はロンドンで収集した情報に基づいて行動していると確信している。」記事では Yassir 氏とのインタビューを次のように引用している。「難民の中には、本当は難民ではなく、他の難民を監視するために Mukhabarat (ムハーバラート) (スーダン治安諜報機関 : Sudan Security Services) に送り込まれた者もいます...。彼らは、私を人間にするために彼らが私をロンドンに送ったのだと言いました...。『お前は黒人奴隷で、アラブ人と肩を並べることなど決してない。我々

がお前を英国に送ったのだが、お前は我々に歯向かうように洗脳されて戻ってきた』と言ったのです。」

- 10.2.2 テレグラフ紙は、ヌバの活動家 **Kamal Kambal** のことばも引用している。「スーダン人コミュニティを苦悩させている政府のスパイがいると思います…。彼らは[Yassir 氏との]あの会合についてすべて把握し、そのことを Yassir に不利な情報として使用し彼を対処したのです。」
- 10.2.3 2014 年 9 月以降のウェイジングピースの報告は、英国でスーダン当局者がスパイ行為を働いているといわれることに言及している。女性の A 氏は、ハルツーム空港で拘束された後、ロンドンで JEM のメンバーである友人と会っている写真を見せられた。ロンドンのスーダン革命前線のイベントで撮影された自分の写真も見せられた。このイベントには JEM に所属する友人も参加していた。テレグラフ紙も 2014 年 10 月 20 日にこの出来事を報告している。
- 10.2.4 英国のスーダン反対派の古参メンバー V 氏によると、スーダンの情報機関は次のように近年英国での監視を強化している。

「英国のスーダン人コミュニティでは、英国及び EU の全域の NCP の諜報員数について懸念が高まっています。英国内の NCP の諜報員数が過去 3 年間で急増し、その中にはスーダンで人道に対する罪を犯した高官が含まれていることに気づきました。彼らの存在が我々の傷ついたコミュニティに緊張を生じさせています。」

「英国にやってくる NISS の係官は、庇護を求めるふりをして、又は学生ビザでやってきます。スーダン大使館で公務員として働く者もいます。身元がわからないように、我々のコミュニティを避けようとする者もいることに気が付きました。彼らのうち NCP の古参の党员と直接又は間接的にかかわりがある多くの者は、庇護申請をするために、**Tunjur** (トゥンジュール) 族や **Berti** (ベルティ) 族だと主張します。この両部族は、独自の言語をもたないダルフルの部族です。残念なことに、こうした者たちの中には、そういう意識のないまま一部の難民団体や我々のコミュニティから支持されてきた者もいます。スーダンでの国民に対する犯罪のために我々がよく知っている者もいれば、英国中の都市に身を隠し、スーダン人のコミュニティから身元が特定されないようにしている者もいます。」

「こうした者たちが本当に難民なのか、スーダンで人道に対する犯罪に関与していないことを十分に確認しなかったのかを内務省が適切に検査又は確認しなかったことは私にとって衝撃的です。NISS の全員がひとつの使命のためにここにいるのではなく、送金 (マネー・ローンダリング)、不動産の購入、NCP のためのロビー活動、反対派の中での情報収集など異なる使命を負ってこの国にやってきました。NCP は、人権侵害や罪のない市民を標的とする戦争に対する我々のコミュニティの組織的活動に強い懸念を抱くようになってきました。そのため、バランスをとり、我々のコミュニティをさらに分裂させるために、彼ら自身のコミュニティを築くことにしたのです。大勢の NISS が英国にやってきたことにより、スーダンでの戦争がこの国に移ったようです。将来的なコミュニティの衝突を防ぐために緊急に行動を起こす必要があります。スーダンで犯罪をする者にとって、英国が安全な避難所になっているようです。」

- 10.2.5 V 氏によると、現在 NISS は、ロンドン、マンチェスター、バーミンガム、カーディフ、ニューキャッスルとマレーシア、サウス・スーダン、中央アフリカ、トルコ、カタール、リビア、ウガンダ、ケニア、フランス、ロシア、ギリシャ、エ

チオピア、アメリカ、イラン、ソマリア、英領イエメン、スワジランド、マリ、ナイジェリア、レバノン、エジプト、チャド、中国などの国々で活動している。

- 10.2.6 ウェイジングピースがインタビューした 3 人目の X 氏は、スーダン政府に反対したため、友人と共に英国で脅迫を受けたと主張した。しかし、この脅迫がスーダン当局と結びついていることを証明するそれ以上の証拠はなかった。

- 10.2.7 在ハルツーム英国大使館副代表部からの 2013 年 4 月 8 日付書簡には、次のような説明がある。「...外国から政府に公然と反対している者は帰還時に逮捕される可能性が高いことを示す国内外の人権団体からの証拠はありません。」この書簡には、英国での活動に対する監視活動について、それ以上の情報はなかったが、次のように説明している。

「最近[2013 年]改革とスーダン政府の交代を求める政治綱領（ニュー・ドーン・チャーター（New Dawn Charter））にウガンダで署名した多数の野党指導者が何週間も拘禁されました。この拘禁はスーダンの新聞で広く報告され、スーダン政府は事実であることを認めました。逮捕者の一人はスーダンと英国の二重国籍者であり、この事案について当大使館はスーダン政府と直接連絡を取りました。現政権を過度に批判している人々は、通常治安情報機関の監視と脅迫の対象になるという信頼できる報告をスーダン国内の政党や人権団体から受けています。人権団体からの報告によれば、ダルフルの住民とヌバの住民もこのような迫害を受ける危険にさらされる可能性が高いです。」

- 10.2.8 英国大使館からの 2015 年 2 月 19 日付け 2 番目の書簡は、「スーダン政府が庇護申請者を海外で監視している」という独立した証拠はないが、「... 2012 年 10 月に、ノルウェーでスーダン人難民のスパイをしているという疑惑に続きスーダンのある外交官がノルウェーから追放された」とある。書簡には、次のように記されていた。

「2014 年底護法第 25 条には、難民コミッショナー（Commissioner for Refugees）には『外国のスーダン難民の状況を監視し、スーダンのへの帰還をはっきりと奨励する義務がある』と述べられていますが、これは実際にはどういうことを意味するのかという問いに対して明確な回答はまだ受け取っていません。政府難民担当部（Office of the Commissioner for Refugees）はスーダン内務省の下部組織ですが、この組織は NISS と緊密な関係を維持していると英国大使館は理解しています。」

- 10.2.9 2013 年 11 月 11 日の Landinfo の報告は要約で次のように記している。「スーダンの政権が焦点を当てているのはスーダン国内の政治活動だけではなく、スーダン政権は亡命者のコミュニティの監視を通して、在外スーダン人のこうした活動も制限しようとしている。」

- 10.2.10 また、次のように述べている。

「2012 年 10 月にノルウェー警察庁（ノルウェー国家公安警察, PST）が発見した難民スパイ事件（2012 年の Sarstad と 2013 年の Sætran を参照）は、スーダン政府当局が亡命者コミュニティでの政治活動を監視しようとしていることを示している。当局が誰を標的にしていたかを正確に知ることはできないが、Landinfo は、スーダン国内での監視対象の閾値が非常に低いことを認識している。この認識に基づき、外国でも閾値は同じように低いと考えることができる。」

「同時に、当局は亡命者のコミュニティを監視しようとしているが、これはスーダン国内での監視よりもはるかに難しい。「国内での」監視は、外国で可能な監視と比較して、問題なく、より多様な形態で実施することができる。他の国では、電話の盗聴は国内より難しく（電話会社の共謀と支援が必要であるため）、その他の監視を外国で隠密に実施するのはスーダン国内の場合よりもむづかしいであろう。」

「会合やソーシャルメディアの利用などの開かれた活動は、「国内」よりも監視が比較的容易である。情報提供者の使用がスーダンよりも亡命先で一般的であるかどうかはわからない。」

「スーダンの情報当局は、個人の政治活動についてどのような情報を持っているのか、利用可能な情報を特定の個人に対する措置に関連付けてどのように評価するのかを部外者が知るのは極めて困難であることを強調しておく...。」

10.2.11 Landinfo の 2013 年 11 月 11 日の報告には、次のように記されている。

「Landinfo は、外国にいる間に現政権に批判的な政治活動を行う者は、当局がその活動に気づいていた場合には、当局に目を付けられる可能性がある」と結論づけないといけない。この結論は、スーダン国内の世論と政治の展開に影響を与えることを目指す活動にも同程度に当てはまる。この種の活動が結果としてもたらす影響は、おそらくスーダンでの同様の活動の場合と同じであろう...。」

Landinfo は、[スーダン国内での活動について]挙げられている例から...は、現体制の目的は、すでに行われた体制批判活動について罰するというよりは、こうした活動を止めさせることだと解釈できる点を強調している。

「また Landinfo は、政治活動をしたからといって、自発的であるか強制されてあるかを問わず、必ずしもスーダンに帰国した際にスーダン人に影響を及ぼすわけではないことに留意する。」

10.2.12 さらに、同報告には次のように記されている。

「NISS が政治活動を理由に一人の人についてファイルを作成するのに大した時間はかからないとしても、Landinfo は、大した政治活動をしていない人や、居住国や帰属するコミュニティで大した影響力を持たない人は、それほど厳しく追跡されることはないとも考えている。NISS は現体制にとって間違いなく脅威になっていると見ている人々の追跡で十分に忙しく（まさに、監視対象の閾値が低く、大勢が監視されているためである）、政党の党员、時折の会合への受動的参加、公衆のデモへの受動的参加だけでは脅威とはみなされないと我々は考える。」

「地方レベル、全国レベル、国際レベルのメディアへの露出にはそれなりの意味があるかもしれないが、この場合も、幾つかの要因に左右される。Landinfo が考えるように、デモに参加し、新聞の写真に写っている可能性はおそらくそれほど重要ではないであろうが、スポークスマンやオーガナイザーとして重要な役割を果たすことはそれ以上に問題になるであろう。その人物にカリスマ性、影響力があり、人々を動員できることを示しているからである。広範に露出するメディアで注目されることはそうした人物像を示すのに貢献するであろうが、それがどの程度なのかを示すことは困難である...。こうした評価は、スーダンの治安情報機関は、そのスーダン人が政治に深く関与し、本国の政治的展開について断固とした意見を持っていることを十分承知しているはずだという事実と関連付けて判断すべきである。」

10.2.13 フリーダムハウスの2014年のインターネットの自由に関する報告には、次のように記されている。「...外国に居住するスーダン人反体制派も NISS の標的にされてきたが、これは監視レベルが国境を超える、又は外国の政府との協力が必要になる可能性があることを示している。著名なスーダンのブロガー Amir Ahmed Nasr (アミル・アーメド・ナスル) は、マレーシアのクアラルンプールに住んでいたときに明らかにスーダンの治安当局者に際会した海外居住者の一人であった。イスラム、アイデンティティ、中東の政治に関する難問についてのブログの経験—マレーシアでは禁じられている—についての自伝でも知られる Nasr は、その治安当局者から「ハルツームで NISS から警戒されていること、NCP に反対する記事やスピーチを止めなければならず、さもないとただではすまない」と言われた。[78]このブロガーはその後カナダで政治的庇護を求めるためにマレーシアを出た[...]

10.2.14 2016 年度版 USSD 報告には次のように記されている。

「政府は、時に在外スーダン市民を居住国から強制送還させようとした。2015 年 7 月、批判的なオンラインニュースサイト al-Rakoba の創始者 Waleed al-Hussein (ワリード・アル＝フセイン) は、家族とともに暮らしていたサウジアラビアで逮捕された。起訴されないまま 2 か月以上独房に監禁され、スーダンに強制送還すると脅された。2015 年 11 月に一般的な待機房に移された。家族は、この逮捕はスーダン政府の要請によるものだと信じていた。スーダン政府は過去のフセインの活動を理由に彼を標的にし、スーダンに引き渡されることを求めている。しかし、政府はこのジャーナリストの拘禁との関係を否定した。アル＝フセインは 3 月に刑務所から釈放されたが、サウジ当局は 9 月までサウジアラビアからの出国許可を与えなかった。」

11. 帰還時の扱い

11.1.1 政治的に知名度が高い、あるいはスーダン国外で現政権を批判する活動にかかわっていたと認識されている者の帰国のプロセスとスーダン到着時の扱いに関する情報については『[帰還者の扱い \(Treatment of returnees\)](#)』、特に『[容疑者—帰還時の困難の主張 \(Persons of interest – allegations of difficulties on return\)](#)』を参照。